

BTMU

中国月報

第3号 (2006年4月)



CONTENTS

■ 経 済

- ◆ 新5ヶ年計画に見る中国経済の方向性

■ 産 業

- ◆ 急騰する中国の非鉄金属価格

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ 3月の人民元為替相場 / 人民元安進行の背景

■ スペシャリストの目

- ◆ 投 資：2006年は中国における再生可能エネルギービジネス拡大の元年
～法律の策定が関連事業者拡大のトリガーに～
- ◆ 法 律：中国の新会社法の留意点～第三回 株主代表訴訟
- ◆ 税務会計：中国の会計・税務
- ◆ 人 事：2006年 昇給調査
- ◆ 貿 易：外高橋保税区の「11・5」期間の財政補助政策に関する解説（その二）

■ BTMU現地発情報

- ◆ 北 京：人民銀行調査 / 個人の消費意欲は低迷
- ◆ 上 海：リニアモーターカーの建設は長江デルタの経済構造を変えるか？
- ◆ 成 都：2005年成都市外資利用概況
- ◆ 無 錫：2006年度江蘇省政府工作報告
- ◆ 香 港：香港政府 2006年度財政予算案について

■ BTMU中国ネットワーク





目 次

■ 経 済

- ◆ ……新5ヶ年計画に見る中国経済の方向性
三菱東京UFJ銀行 香港支店 ……………1

■ 産 業

- ◆ ……急騰する中国の非鉄金属価格
三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 ……………6

■ 上海支店人民元レポート

- ◆ ……3月の人民元為替相場 / 人民元安進行の背景 …………… 13

■ スペシャリストの目

- ◆ ……投 資：2006年は中国における再生可能エネルギービジネス拡大の元年
～法律の策定が関連事業者拡大のトリガーに～ …………… 16
UFJ綜研(上海)有限公司
- ◆ ……法 律：中国の新会社法の留意点～第三回 株主代表訴訟 …………… 20
リチャード法律事務所
- ◆ ……税務会計：中国の会計・税務 …………… 23
プライスウォーターハウスクーパース中国
- ◆ ……人 事：2006年 昇給調査 …………… 27
パソナアジアグループ・パヒューマヒューマンリソース上海
- ◆ ……貿 易：外高橋保税区の「11・5」期間の財政補助政策に関する解説(その二) … 31
日中経済貿易センター上海事務所

■ BTMU現地発情報

- ◆ 北 京：人民銀行調査 / 個人の消費意欲は低迷 …………… 37
- ◆ 上 海：リニアモーターカーの建設は長江デルタの経済構造を変えるか? …… 39
- ◆ 成 都：2005年成都市外資利用概況 …………… 41
- ◆ 無 錫：2006年度江蘇省政府工作報告 …………… 44
- ◆ 香 港：香港政府 2006年度財政予算案について …………… 49

■ BTMU中国ネットワーク…………… 54



新5ヶ年計画に見る中国経済の方向性

三菱東京UFJ銀行
香港支店 支店長代理
竹島 慎吾

「量」から「質」への転換

3月5日から14日の日程で全国人民代表大会（全人代）が開催された。毎年3月に開催される全人代は、今後の中国経済の方向性を探る上で重要な会議である。昨年全人代の注目点は台湾独立阻止を目的とした「反国家分裂法」であったが、今年の注目点は第11次5ヶ年計画（2006～2010年）であった。

新5ヶ年計画には2つの変更点がある。一つは達成目標を示す「計画」という名称からガイドライン指標を示す「規画」へ名称が改められたこと、もう一つは主要目標に環境や社会保障関連指標が大幅に追加されたことである。前者からは計画経済色を薄め市場経済の環境下で成長を推し進めること、後者からは環境や国民生活に配慮する姿勢が伺えるが、総じて見れば「量」から「質」への転換を図る狙いがあると考えられる。

こうした転換に伴い、今後5年間の主要目標は必達目標を示した「約束性目標」と期待目標を示した「預期性目標」の2種類に分けられた。新5ヶ年計画では22の主要目標が設定されているが、単位GDP当たりのエネルギー消費量削減、都市部基本年金加入者数及び新型農村医療加入率など環境や公共サービス関連の指標については「約束性指標」として重点が置かれる一方、従来GDP成長率や一人当たりGDPといった経済成長目標は「預期性目標」としてガイドラインの位置付けに修正された（図表1）。

新5ヶ年期間中の平均成長率は、7.5%と第10次5ヶ年計画（2000～2005年）期間中の実績値（9.5%）に比べ低い設定となったが、中国の場合、目標値は最低目標の意味合いが強く、実際には8～9%程度に目線を置いていると考えられる。目標を高く設定しすぎないことで、地方政府の過度な成長追求を抑える狙いがあると考えられる。

図表1 第11次5ヶ年計画経済社会発展主要目標

種別	指標	単位	2005年	2010年	年平均増減率	属性
経済成長	GDP	兆元	18.2	26.1	7.5	預期性
	一人当たりGDP	元	13,985	19,270	6.6	預期性
経済構造	サービス業比率(GDP比)	%	40.3	43.3	(3)	預期性
	サービス就業者比率	%	31.3	35.3	(4)	預期性
	研究開発費比率	%	1.3	2	(0.7)	預期性
	都市化率	%	43	47	(4)	預期性
人口・資源・環境	総人口	万人	130,756	136,000	<8%	約束性
	単位GDP当たりのエネルギー消費量削減	%			(20)	約束性
	単位工業付加価値当たりの水消費削減	%			(30)	約束性
	農業灌漑用水の有効利用係数	—	0.45	0.5	(0.05)	預期性
	工業固体廃棄物総合利用率	%	55.8	60	(4.2)	預期性
	耕地保有面積	億ha	1.22	1.2	-0.3	約束性
	主要汚染物の総量削減	%			(10)	約束性
公共サービス・国民生活	森林面積比率	%	18.2	20	(1.8)	約束性
	平均教育年数	年	8.5	9	(0.5)	預期性
	都市部基本養老保険加入者数	億人	1.74	2.23	5.1	約束性
	新型農村合作医療加入率	%	23.5	>80	>(56.5)	約束性
	都市部新規雇用増加数	万人			(4,500)	預期性
	農村からの都市部への移転労働者数	万人			(4,500)	預期性
	都市部失業率	%	4.2	5	-	預期性
都市部一人当たり可処分所得	元	10,493	13,390	5	預期性	
農村部一人当たり可処分所得	元	3,255	4,150	5	預期性	

(注) 年平均増減率の()は5年間累計

(出所) 『中華人民共和國国民経済社会発展第11次5ヶ年規画綱要(草案)』



「社会主義新農村建設」と「先富論」

新5ヶ年計画の目玉は「社会主義新農村建設」である。具体的な施策として、水道や道路などのインフラ整備、義務教育完全無料化や農業生産性向上などがあげられているが、新農村とはそもそも何か、これまでの三農政策と何が違うのか、などわかりにくい点も多い。新農村を建設するといっても、8億人の農村人口維持を前提に農村を建て直すことではなさそうだ。農業生産性が向上すれば農村で余剰人員が増加することになるが、こうした余剰労働力は都市部で吸収しない限り農村の経済・社会水準を大幅に引き上げるのは困難であるからだ¹。都市の力を活用し農村を活性化させるというのが「社会主義新農村建設」の目指す方向性であると考えられる。これまでの三農政策は農村の活性化に焦点が置かれていたが、都市との関係の中で農村を建て直すという点が新しい。いわば都市から農村へ富の再分配を行うということである。

都市から農村への富の再分配については、全人代冒頭の政府活動報告で温家宝首相が「社会主義新農村建設」について言及した「工業が農業を養い、都市が農村を支援する方針を貫徹し、『三農』に対する支援を強める」という言葉に集約されている。工業が農業を支え、都市が農村を支えるというのはかつて鄧小平氏が述べた「先富論」（先に豊かになる者から豊かになり、豊かになった者は貧しい者を助ける）の理念に沿ったものである。先に豊かさを手に入れた都市が農村を助けるということであろう。

「成長なくして改革なし」

こうした見方を前提に、新5ヶ年計画の主要目標を改めて見ると方向性が理解しやすくなる。農村から都市部への移転労働者数と都市部の新規雇用増加数が共に5年間で4,500万人と同数になっている。これは全体としてみれば都市部の新規雇用者は全て農村部からの移転労働者が占めるということで、換言すれば都市部では新規労働者の増加は失業者増につながるということである。実際、政府は都市部の失業率上昇（2005年4.2% 2010年5.0%）を見込んでいる。このように考えると、「社会主義新農村建設」は雇用だけを見ても都市部の負担が大きくなる可能性があるが、目標以上の9%前後の高い成長率を維持し経済のパイを拡大することで痛みを最小限にするというのが政府の狙いではないかと考えられる。

日本では「改革なくして成長なし」と言われているが、中国の場合は「成長なくして改革なし」と逆である。様々な矛盾が顕在化する中で、改革断行に際しては、国民の痛みを最小限に抑えるために拡大均衡が前提になる。国民に大きな痛みを強ければ社会は不安定化する。高成長がもたらす余力の範囲内で改革を実行し、副作用を最小限にするというのが胡・温政権のやり方であると考えられる。ただし、既に痛みが相当進行している状況を鑑みると、現在のペースで痛みを緩和できるかについては疑問が残る。

¹ 農村で余剰労働力が多いのは、農業の雇用吸収力が乏しいことに加え「一人っ子政策」の影響もあると考えられる。約25年前に導入された「一人っ子政策」は、都市部では厳格に運用されているものの、農村部では一部二人まで認められている。この結果、都市部に比べ農村部の人口増加圧力が高く、農村の余剰労働力が増加する原因となっている。

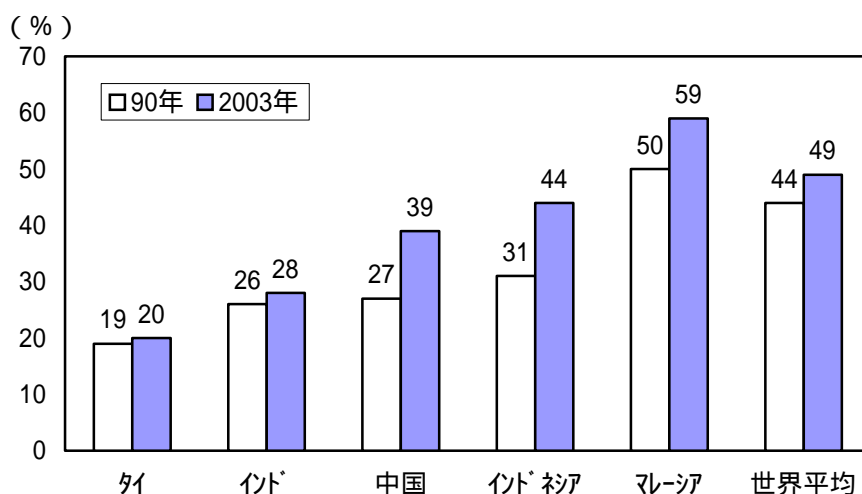
キーワードは都市化

このように考えると「社会主義新農村建設」は単なる農村の建て直しではなく、都市と農村の新たな関係を構築するという重要な施策であるといえる。今後の方向性を示すキーワードは「都市化」である。新5ヶ年計画では都市化率（都市人口の割合）が新たな目標として加えられている。これは都市化の推進は三農問題と表裏一体にある所得格差問題の解決の重要なカギを握ると考えられるためである。

2005年初めに中国科学院が発表した「中国の持続可能な発展に関する戦略報告」と題したレポートがいち早く新5ヶ年計画の方向性を導き出していたことは興味深い。本レポートを取りまとめた牛文元中国科学院主席科学者は、三農問題の解決策は農民を大幅に減らすことであり、そのために都市化の推進が重要な施策であると述べた。都市化率が70%以上に達した場合、農地集約により農業技術および生産コストが大幅に改善、この結果、農民の所得水準が上昇し三農問題が解決するというシナリオである。また、都市化推進が更なる所得格差拡大につながるのではという否定的な見方に対しては、工業による農業のサポート、地域経済の一体化を進めることで、都市と農村が共に豊かになることが可能と反論。都市化の初期段階では都市と農村の経済格差が拡大しやすい一面もあるが、都市から農村へ富の再分配を図ることで格差是正が可能とみている。

牛氏によると、GDP規模が1兆ドルを超えた時点の都市化率は米国が87%、日本が65%であったのに対し、中国は36%（2000年）と大きな開きがある。世界銀行の統計をみると2003年の中国の都市化率は世界平均を10ポイント下回っている（図表2）。中国の都市数は1949年の132都市から現在では660都市に増加したが、都市人口の割合は依然小さい。

図表2 都市化率



（出所）世界銀行“2005 World Development Indicators”



戸籍制度は緩和の方向へ

都市化の推進に際して障害となるのは戸籍制度である。1958年に「戸口登記条例」が施行、戸籍が都市戸籍と農村戸籍に区別されるようになった。農村戸籍を保有する者が都市に移住する場合、受け入れ側の都市での就労証明や就学証明が必要である上、移住後も社会保障面で様々な制約を受ける。戸籍制度は農村から都市への移動を制限することを目的とした制度であるといえる。しかし、改革・開放以降、人口移動を制限することは経済発展の阻害要因として捉えられるようになった。そのため93年11月に開催された中国共産党第14期中央委員会第3回全体会議（14期三中全会）で、条件付きながら農村から都市への人口移動を奨励する方針へ転換した。

足元で戸籍制度緩和に向けた動きが活発化している。中国は人口移動を前提とした戸籍制度を模索する段階に入っており、将来的には人の移動が自由化される見込みである。2005年10月、公安部の劉金国次官が都市戸籍と農村戸籍の区別を撤廃した統一戸籍管理制度導入を検討していることを明らかにした。一部地域では戸籍制度改革を段階的に進めている。広東省では一定面積の不動産を購入した省外の居住者に対して、戸籍転入を認める戸籍制度改革案を検討。河南省は農村戸籍の撤廃を発表した（図表3）。こうした動きをみると、戸籍制度の見直しが予想より早く実施される可能性もある。

図表3 戸籍制度緩和を巡る動き

2005.6	広東省が都市と農村の戸籍管理統一を計画
2005.8	深セン市が一定の学歴や技能を持つこと、過去3年間に一定の税金を支払った企業に出資することを条件に同市の戸籍取得を検討
2005.9	広東省が省内で一定面積以上の住宅を購入した人に同省戸籍への転入を認めることを検討
2005.10	「公安部は戸籍制度改革をさらに進め、農業と非農業戸籍の区別を撤廃し、都市と農村の統一戸籍管理制度を導入することを検討している」公安部 劉金国次官
2006.1	河南省が農村戸籍の撤廃を発表
2006.3	「1958年施行の戸口登記条例が現在でも使用されており、調整を続け、都市と農村で二元化されている戸籍管理制度についても改善する」公安部治安管理局 鮑隊献副局長

（出所）時事通信社

三農問題の解決は2040年頃？

しかし、都市化の進展は秩序だったアプローチが求められる。急激な人口移動が生じた場合、都市部で住宅や交通網などインフラの供給不足や治安悪化などの問題が深刻化する可能性があるためである。先の中国科学院のレポートでも都市化率の引き上げは毎年1%程度にとどめている。

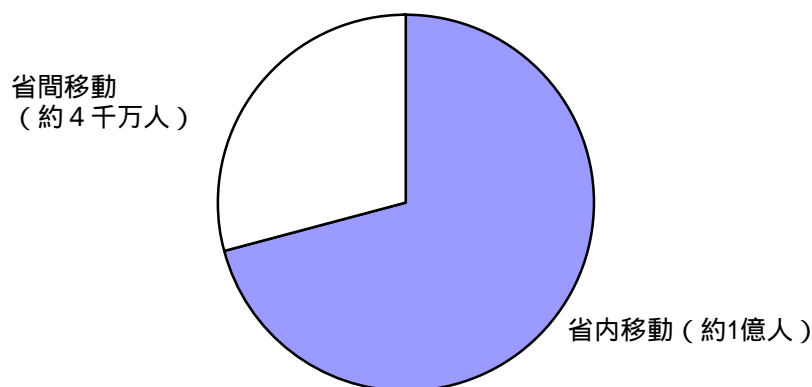
都市化率を毎年1%引き上げるためには、年間1千万人程度の労働力を農村から都市へ移住させる必要がある。2000年の人口センサスによると、出稼ぎ労働者を含む流動人口は約1億4千万人に達し、全人口の1割を突破した（図表4）。しかしながら、国務院によると農村には更に1億5千万人余りの余剰労働力が存在しており、都市部で年間1千万人程度の農

村からの労働者を受け入れた場合、三農問題解決の前提となる農村の余剰労働力を吸収するだけでも10数年かかることになる。また、年間1千万人程度の余剰労働力を都市部で吸収するためには毎年7%以上の成長が必要であり、このことは新5ヶ年計画における目標成長率(7.5%)とも整合的である。

2006年3月、政府は大卒者を農村に派遣し農業、教育などに従事させる新事業を始めた。農村で2~3年間仕事に従事した場合、共産党や政府が採用する際に優遇措置を適用するという制度である。これは農村支援のみならず深刻化する大卒者の就職難を緩和することが狙いであるが、人材面で都市から農村への再分配を促す事例として注目される。

新5ヶ年計画では今後5年間で都市化率を43%から47%へ4%引き上げる計画となっている。今後もこのペースで都市化が進むと考えると、中国科学院が最終的な三農問題解決の目安とした都市化率70%に達するのは2040年頃になる見込みである。ただし、政府が目指す「社会主義新農村」の成否は都市化率のみで決まるものではないだろう。「社会主義新農村」は、都市・農村間のヒト、モノ、カネの流れを活発化させることで実現すると考えられるからだ。成否のカギは都市から農村への還流(再分配)をいかに増やすかという点にかかっているのではなかろうか。

図表4 流動人口(2000年)



(出所) 日本総合研究所 RIM 2005年Vol.5 「中国の省間人口移動の特徴」
原出所は国務院人口普查弁公室他編 『中国2000年人口普查資料』

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 香港支店 業務開発室

住所: 8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

Email: Shingo_Takeshima@hk.mufg.jp

TEL: 852-2249-3997 FAX: 852-2823-6744



急騰する中国の非鉄金属価格

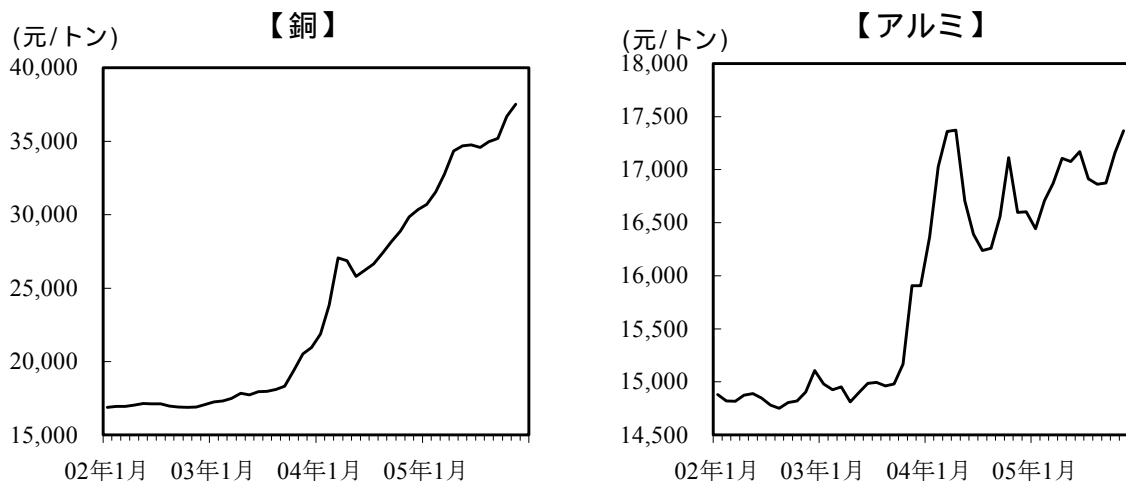
三菱東京UFJ銀行
企業調査部 香港駐在
シニアアナリスト 王 浩

ここ2年間、需要の急拡大に伴う供給不足を背景に、中国の非鉄金属価格が急騰している。つれて中国の非鉄金属関連企業の業績も総じて好調に推移しており、とくに非鉄金属の供給不足のもとになっている鉱石を採掘する鉱山会社は、鉱石から地金を生産する精錬会社以上に収益が大きく膨らんでいる。そこで本稿では、最近の非鉄金属の需給動向と参入業者の業績について整理するとともに、今後の見通しについてまとめた。

1. 急騰する中国の非鉄金属価格

中国の非鉄金属価格が急騰している。図表1は、代表的な非鉄金属である銅とアルミの地金価格をみたものであるが、いずれも2003年後半を境に急上昇に転じており、その後の2年強で、銅は2.1倍（2003年6月17,947元/トン 2005年11月37,503元/トン）にまで上昇、それに比べれば上昇幅が小さいアルミも1.2倍（同14,986元/トン 同17,366元/トン）に上昇している。

図表1：中国の非鉄金属価格



(資料) CEIC Data Co., Ltd., National Bureau of Statistics of China より作成

2. 背景

これは、以下にみる通り、非鉄金属の需給が逼迫したからに他ならない。

(1) 拡大する需要

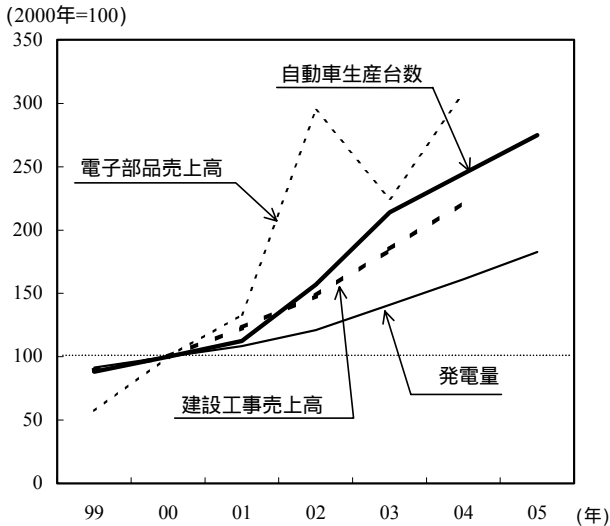
まず、需要が急拡大した。これらの非鉄金属は、主に自動車、電子部品、電線、建材などのメーカーの資材・原材料として利用されるが^(注)、中国では、輸出拠点としての活用度の高まりや国内マーケットの拡大に伴って自動車・家電製品の生産が増加しているほか、発電所の建設とそれに伴う送電網の整備、オフィスやマンションの建設が進んでいる(図表2)。その結果、これら非鉄金属に対する需



要も急速に伸びており、2002年から2005年にかけての銅とアルミの中国国内消費量をみると(図表3)、銅は2,737千トンから3,625千トンへ、アルミは4,305千トンから7,055千トンへと、それぞれ年率9.8%、同17.9%のペースで急拡大している。

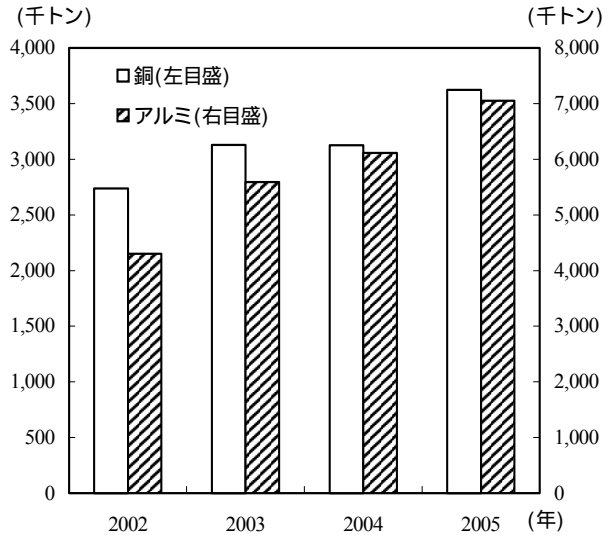
(注)銅は約4割が電線向け、約3割が電子部品向けに、アルミは約3割が建材向け、約3割が自動車・航空機向けに利用されている。

図表2：自動車生産台数、電子部品売上高、発電量、建設工事売上高(2000年=100)



(注)電子部品売上高および建設工事売上高は2004年の数値まで。
(資料)CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China より作成

図表3：銅とアルミの中国国内消費量



(資料)CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China より作成

(2)不足感高まる供給能力

そうしたなかで、非鉄金属の供給能力の不足感が高まっている。

非鉄金属の生産には、鉱石を採掘する鉱山会社と鉱石から地金を生産する精錬会社がかかわっているが、後者の精錬事業に関しては、需要拡大を当て込んだ現地メーカーの設備増強・新設が相次いだことから(注)、むしろ生産能力の過剰感が高まりつつある。実際、銅とアルミの地金の国内生産量と国内消費量をみると(図表4)、アルミ地金に関しては国内生産量が国内消費量を上回っており、その超過幅も年々拡大する傾向にある。その結果、2005年12月には20社以上のアルミ精錬会社が10%の協調減産を表明するといった動きも現れている。

(注)新聞報道によれば、鉱石やスクラップ確保の見通しのないまま拡張に走るケースも散見されるという。

図表4：銅とアルミの地金の中国国内生産量と消費量

(単位：千トン、%)

		2002年	2003年	2004年	2005年	年平均伸び率
銅	国内生産量	1,633	1,836	2,052	2,543	15.93
	国内消費量	2,737	3,129	3,128	3,625	9.82
	輸出量	77	64	124	140	22.31
	輸入量	1,181	1,357	1,200	1,222	1.14
アルミ	国内生産量	4,511	5,962	6,759	7,743	19.73
	国内消費量	4,305	5,593	6,113	7,055	17.90
	輸出量	788	1,249	1,679	1,324	18.90
	輸入量	582	881	1,033	637	3.07

(資料)CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of Chinaより作成



しかし、原材料となる鋳石については、供給能力の拡大が需要増加に追いつかなかった。中国では、非鉄金属の再利用率は1~3割にとどまっており、原材料の多くを鋳石に依存している。鋳石の生産量を大幅に増やすには、既存鋳山からの採掘量を増加させるだけでなく、探査を行って新規の鋳山を開発していくことが欠かせないが、1996年と2000年の規制緩和で国内企業および外資系企業の探鋳権と採鋳権の所有・売買が認められるようになったにもかかわらず^(注1)、新規鋳山の探査はさほど進まなかった^(注2)。これは、探査には多額の資金が必要な一方、最終的にどの程度の鋳石が産出されるか不透明という事業リスクの高さによるところもあるだろうが、より基本的には、2003年前後までの市況水準ではそうしたリスクを甘受して投資するだけの妙味が乏しかったことが大きいと思われる。その結果、銅とアルミの鋳石（精鋳）の中国国内生産量と消費量をみると（図表5）、足元で増産ピッチが拡大する兆しが窺われているとはいえ、生産量の増加が消費量の増加に追いついておらず、輸入量（調達不足量）が年々拡大する状況となっている。むしろアルミに関しては、国内需給でみた地金の生産過剰がこうした鋳石不足を加速している側面もあるが、それを差し引いても鋳石の不足は明らかである^(注3)。つれて鋳石の価格が高騰、それを精錬会社が価格に転嫁したことから、非鉄金属価格が上昇したわけである。

(注1)従来、中国では鋳山の探鋳権と採鋳権が法律上明確に定義されていなかったが、1996年に「鋳産資源法」が改正され、企業が探鋳権と採鋳権を所有・売買することが認められた。また、2000年に公表された「關於進一步鼓勵外商投資勘査開採非油氣鋳産資源的若干意見」では、外資系企業に独資での事業展開を許容するとともに、西部地域の探鋳・採鋳では資源補償費を減免する等の優遇措置が盛り込まれた（図表6）。

(注2)中国非鉄金属工業協会のデータによると、91年時点で延べ48万m/年に達していた非鉄探査のボーリング量は年々減少し続け、90年代後半以降は延べ10万m/年以下という低水準にとどまっている。

(注3)国内需給でみれば、アルミについては688千トンの地金が生産過剰となっているが、そのための鋳石使用量を大まかに計算すると1,514千トンとなる（アルミ地金1トンを作るのに2.2トンの鋳石が必要となる計算）。これに対し、鋳石の国内需給は6,981千トンの生産不足であり（図表5）上記を差し引いても鋳石は大幅に不足している状況にある。

図表5：銅とアルミの鋳石（精鋳）の中国国内生産量と消費量

(単位：千トン、%)

		2002年	2003年	2004年	2005年	年平均伸び率
銅	国内生産量	568	604	605	630	3.50
	国内消費量	2,598	3,212	3,473	4,666	21.56
	輸出量	36	62	14	1	▲ 70.46
	輸入量	2,065	2,670	2,882	4,037	25.03
アルミ	国内生産量	5,450	6,112	6,978	8,285	14.99
	国内消費量	9,997	11,654	12,827	15,266	15.16
	輸出量	24	63	23	28	5.56
	輸入量	4,571	5,605	5,872	7,009	15.31

(資料)CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of Chinaより作成



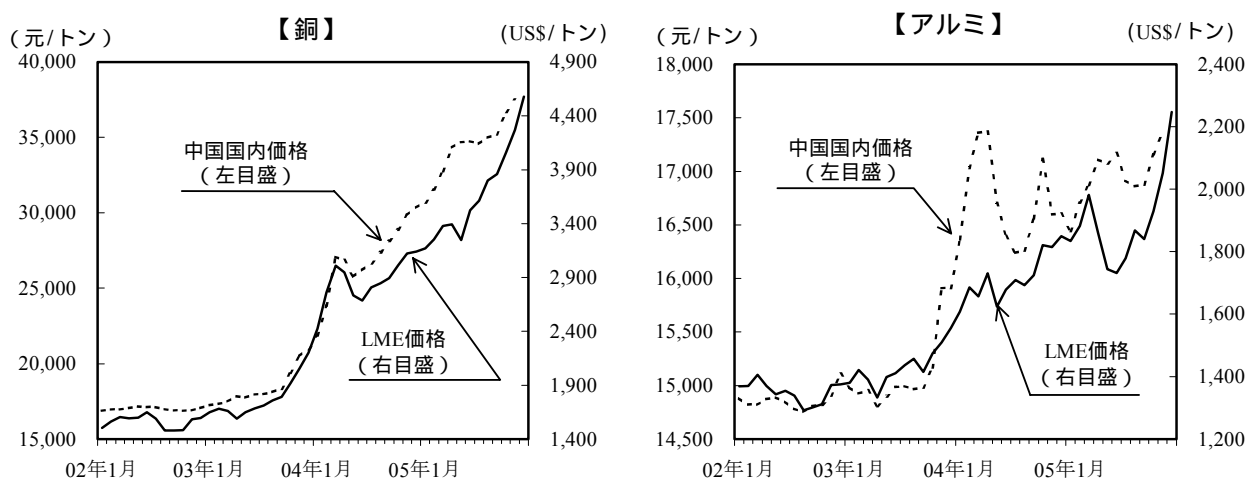
図表6：鋁山事業に関する中国政府の政策（2000年まで）

時期	法律あるいは政策等の名称とその主な内容
1996年	<p>中華人民共和国鋁産資源法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の鋁山探査、採鋁活動に関する投資環境の整備を進めたもの。 <ul style="list-style-type: none"> ～ 地下資源は国が所有するものの、探鋁権と採鋁権を企業が所有することを認める。 ～ 企業は、所管官署の許可があれば探鋁権と採鋁権を売買できる。 ～ 探鋁権を有している企業が有望な鋁床を発見した場合には、それを開発する探鋁権を優先的に与える。 ～ 外資系企業の鋁山事業への参入を認める。
2000年	<p>關於進一步鼓勵外商投資勘查採探非油氣鋁産資源的若干意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外資系企業の権利を改めて明確に認めることで、外資系企業による鋁山探査、採鋁活動を促すもの。 <ul style="list-style-type: none"> ～ 外資系企業が独資および合弁の形で鋁山探査を行うことを認める。 ～ 外資系企業が発見した鋁床については、鋁産資源法で規定された優先探鋁権を保証する。 ～ 外資系企業が取得した探鋁権、採鋁権は、鋁産資源法にもとづき転売できる。 ～ 外資系企業が西部地域で探鋁、採鋁を行う場合には、国に支払うべき資源保障費などを減免する。

(資料)新聞報道等をもとに作成

こうした中国の供給不足の状況(=純輸入量の拡大)は、非鉄金属の国際市況にも影響を与えた。中国の銅・アルミの消費量は、ともに世界全体の消費量の2割前後を占めるが、2002年から2003年にかけての銅とアルミの世界消費量増加分の内訳をみると(2004年以降のデータは入手できず)、銅の場合で8割強を、アルミの場合で5割強を中国が占めており、中国が世界規模での需給逼迫を招いている。その結果、中国国内市況の上昇とほぼ同時に国際市況も上昇に転じており、代表的な指標であるLME(London Metal Exchange)の銅・アルミ価格も中国国内価格の上昇につられる形でほぼ平行に上昇している(図表7)。

図表7：銅・アルミの中国国内価格とLME価格の比較



(資料)CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China より作成

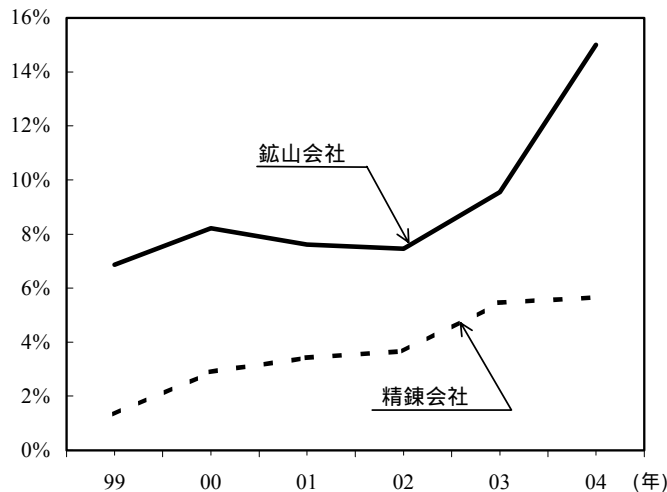


3. 参入業者の業績

このように、非鉄金属価格の上昇が進むなかで、中国の非鉄金属関連企業の業績も総じて好調に推移しているが、鋳山会社と精錬会社を比較すると、上述のような需給環境の違いに応じて業績の好調振りに濃淡が生じている。

図表8は、鋳山会社と精錬会社の売上高税引前利益率を比較したものであるが、鋳山会社が鋳石の価格高騰を背景に、従来(8%前後)の倍近くに達する高い利益率を確保している一方、精錬会社は供給能力の過剰感の高まりと電力コストの上昇などを背景に、鋳山会社に比べて低い利益率に甘んじている。また、大手業者の場合、鋳山事業と精錬事業を同時に手掛けているところが少なくないが、各社の業績をみると、アルミ鋳山を保有する中国鋁業(2005年度上期の売上高税引後利益率:20.6%)、銅鋳山を保有する江西銅業(同:14.1%)、金鋳山を保有する紫金鋳業(同:30.8%)、クロム鋳山を保有する西藏鋳業(同:9.5%)など、鋳山事業の売上ウエイトが高いところほど高い利益率をあげている(主要上場企業一覧を巻末に添付)。

図表8：鋳山会社と精錬会社の
売上高税引前利益率



(資料) CEIC Data Co.,Ltd., National Bureau of Statistics of China より作成

4. 今後の見通し

(1) 高値での推移が予想される非鉄金属価格

今後も当面、非鉄金属価格は高値での推移が予想される。

まず、需要はこの先も2桁ピッチでの拡大基調を辿ろう。たしかに、発電所の建設はピークアウトしたとみる向きもあるが、依然として送電網の整備はこれからの課題として残されているし、自動車・家電製品の生産やオフィス・マンションの建設も、所得水準の向上に伴う国内マーケットの拡大が進むなかで増勢を辿る公算が大きいためである。

一方、現在問題となっている鋳石の供給面をみると、鋳山事業に新規参入する企業が増えると思われるものの(詳細後述) この先、需要が堅調に拡大を続けると予想されること、長年にわたる採掘の結果として資源が枯渇し、閉山となる鋳山が多数発生するとみられること^(注)、その一方で、新規鋳山の開発には、鋳山の探査から実際の生産に至るまでに相応の時間を要することなどを勘案すると、アルミの場合でほぼ国内生産量と同量の、銅に至っては国内生産量の7倍近くに達する調達不足分を穴埋めするのは困難とみられる。このため、当面は中国が鋳石を輸



入に依存する状況が続く可能性が高く、中国の旺盛な需要が非鉄金属の国際市況を押し上げるといふ構図が続くことになりそうだ。

(注)中国地質調査局は、2003年に行った調査で、2010年までに既存鉱山の46%が閉鎖を強いられる可能性があるとして指摘している。

(2)有望ビジネスとして注目される鉱山事業

こうした状況下、鉱山事業は好採算を確保し得る有望ビジネスとして、この先、中国での鉱山事業を強化する、あるいは新規参入する企業が増えることが予想される。実際、河南豫光金鉛が四川省にある鉛・亜鉛鉱山を買収したように、精錬事業主体の企業が鉱山会社を買収する動きが相次いでいるほか、外資系企業が中国の鉱山事業に参入する動きもみられている。たとえば、世界有数の鉱山会社であるBHP-Billiton(豪)の子会社であるWest Mine(豪)は、2005年6月に甘粛省の非鉄金属探掘・精錬業者である金川集団とニッケル等の探査・採鉱を目的とした合併会社を設立した。資金や探査・探掘技術に不足している中国の鉱山会社の多くが、外資系企業との連携に前向きな姿勢を示しているうえ、足元で鉱石の供給不足を懸念した中国政府が鉱山開発に対する追加措置を発表するなど事業環境の改善も進んでいるだけに(図表9)世界各地で資源開発に取り組んでいる日系の総合商社や素材関連企業にとっても、1つの大きなビジネスチャンスとみることができそうだ。

図表9：鉱山事業に関する中国政府の政策(2000年以降)

時期	法律あるいは政策等の名称とその主な内容
2004年	全国危機鉱山接替資源探鉱規劃綱要(2004~2010年) ・国として鉱山開発を後押ししていくことを謳ったもの。 ~ 2010年までに、国家財政から鉱山探査に20億元を投入する。
2006年	國務院關於加強地質工作的決定 ・2004年の規劃綱要を受け、具体的な方針を打ち出したもの。 ~ 政府系の探査機関の人員、設備を強化する。 ~ 鉱山探査への資金投入を強化する。具体的には、国が地質探査基金を設立し、探査プロジェクトへの資金援助を行う。

(資料)新聞報道等をもとに作成

むしろ、鉱山事業は本来がリスクの高いビジネスであり、投資に当たって細心の注意を払っていく必要があることはいうまでもない。実際、過去には、BHP-Billitonが90年代半ばから後半にかけて5億円以上を費やして行った四川省プロジェクトのように、探査を行ったものの事業化につながらず撤退を強いられた事例もみられている。こうしたリスクを極力抑えるには、有力地場企業や政府系探査機関(注)との合併を通じ、信頼性の高い地質情報を入手する、プロジェクトの途中で方針変更できるよう、1度に資金を投入するのではなく段階的に投資を行うような合併契約を結ぶ、といった工夫が求められよう。

(注)政府系探査機関は、もともとは地質調査を担う中央政府の専門セクションとして存在していたが、1998年に数十の機関に分割され、中央政府所属から省・自治区・直轄市等の地方政府所属へと転換された。その結果として、中央政府からの資金供給がストップし、自助努力で経費を賄っていく必要に迫られたことから、資金力のある外資系企業との連携に極めて積極的といわれている。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在

住所：8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3030 FAX: 852-2521-8541



別表：主要上場企業一覧

(単位：百万元、%)

売上順位	企業名	本社所在地	上場場所	業績(05年1-6月期)	主要業務	備考	
1	中国鋁業	北京市	香港 ニューヨーク	売上高	17,849	アルミの採掘、精錬	アルミ採掘・精錬最大手。中国でアルミナの供給をほぼ独占。従来は採掘が中心であったが、近年、精錬会社の買収を積極化。
				税引後利益	3,683		
				同率	20.6		
2	江西銅業	江西省 貴溪市	上海 香港	売上高	6,908	銅の採掘、精錬	所有鉱山の金属ベースの鉱石埋蔵量は銅850万トン、銀5,700トン、金230トン。銅地金の精錬能力は年産43万トン。
				税引後利益	975		
				同率	14.1		
3	安徽銅都銅業	安徽省 銅陵市	深セン	売上高	4,272	銅の採掘、精錬	銅地金の精錬能力は年産15万トン。
				税引後利益	268		
				同率	6.3		
4	深セン市 中金嶺南 有色金属	広東省 深セン市	深セン	売上高	1,935	鉛・亜鉛の採掘、精錬	鉛・亜鉛の鉱石生産能力は金属ベースで年産13万トン、精錬能力は年産25万トン。日本軽金属とアルミサッシ等を生産する合弁企業「深セン華加日鋁業有限公司」を設立。
				税引後利益	121		
				同率	6.3		
5	廈門ウ業 3文字目は金々に鳥	福建省 アモイ市	上海	売上高	1,269	タングステン・モリブデン・コバルトの採掘、精錬	タングステン、モリブデンの採掘、精錬が中心で、中国のタングステン輸出量の4割近くを占める。住友電気工業子会社のアライドマテリアルと三菱商事が出資。
				税引後利益	66		
				同率	5.2		
6	河南豫光金鉛	河南省 済源市	上海	売上高	1,260	鉛・亜鉛・銀の採掘、精錬	2005年の鉛地金の生産量は23万トンで、アジア最大規模。鉱石の自給率が低いため収益性で見劣りし、最近は鉱山の買収を積極化。
				税引後利益	42		
				同率	3.3		
7	紫金鉱業	福建省 上杭県	香港	売上高	1,074	金・銅の採掘、精錬	金地金の生産量は世界22位。新疆、チベット、青海省などに大型の鉱山を所有し、高収益を稼いでいる。
				税引後利益	331		
				同率	30.8		
8	馳宏鋅鋅	雲南省 曲靖市	上海	売上高	511	鉛・亜鉛・銀・ゲルマニウムの採掘、精錬	ゲルマニウム地金の生産量は中国最大。鉛・亜鉛・銀・ゲルマニウムが産出される大型鉱山を2ヵ所所有。
				税引後利益	51		
				同率	10.0		
9	西藏鉱業	チベット 自治区 拉薩市	深セン	売上高	147	クロム・鉛・亜鉛・銅の採掘、精錬	中国最大のクロム鉱山を所有。
				税引後利益	14		
				同率	9.5		
10	金端鉱業	青海省 西寧市	上海	売上高	31	アルミ・ストロンチウム・コバルト・銅の採掘、精錬	所有鉱山のストロンチウムの金属ベースの鉱石埋蔵量は1,500万トン。出資先のアルミ精錬会社がアルミナの値上がりで大幅赤字となったことから、当社も赤字に転落。
				税引後利益	▲8		
				同率	-		

(資料)新聞報道、各社ホームページ等を元に作成



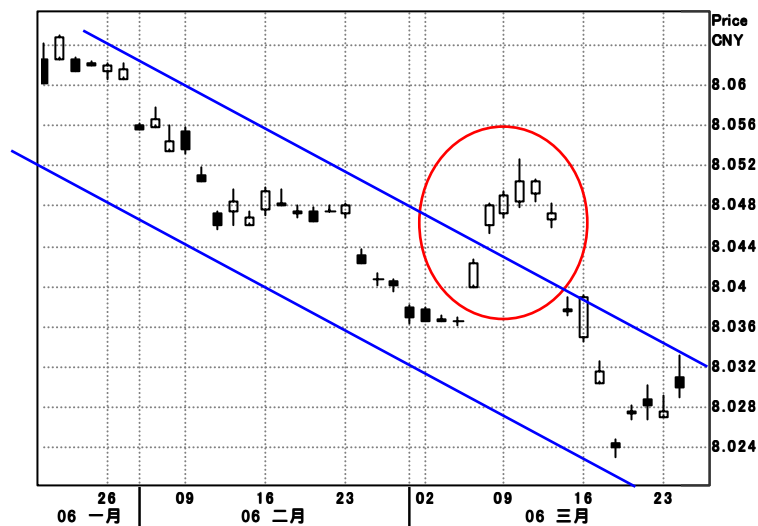
3月の人民元為替相場 / 人民元安進行の背景

三菱東京UFJ銀行 上海支店
為替資金課長 石田 真佐人

春節休暇後、加速していた人民元高の速度が、三月中旬の数日間大きく反転 / 人民元安が進行し、その後再び人民元高基調に回帰している。

3月中旬の人民元安推移は、極めて違和感のある値動きであった。これは当局(国家外貨管理局、中国人民銀行)の意図に沿わない市場主導の変動であり、その後の人民元高基調回帰への修正は、当局が市場を間接的に是正した動きであったと考えている。

100%の市場参加者が人民元先高を予想する中、市場は如何に人民元安相場を作り得るのだろうか？



(RMB/USD Candle Stick Chart by Reuters Limited)

OTC 市場中心の人民元為替相場に大きな影響を与える要素として、(1)9:15 発表の公示相場、(2) 日中のマーケットメーカー行中心の売買、(3)プライマリーディーラーに対する PBOC 介入、(4) 日々の顧客人民元為替持高等がある。

(1)公示相場：

マーケットメーカー行 15 行(弊行を含む外銀 6 行と地場金融機関 9 行)が、毎朝二営業日後受け渡し
の人民元対米ドル直物為替相場を予測し、外貨交易中心に報告、外貨管理局は、各行の予想結
果を基に非公開の算式により、日々の公示相場を算出している。

各マーケットメーカー行の相場算出モデルも公開されていないが、 擬似通貨バスケットに基づ
く人民元相場の理論値算出モデルを作成、 当日及び一定期間の参照通貨の為替変動を基に理論



値を計算、 経済指標、相場観、自己ポジション(顧客為替持上状況を含む)を基に理論値を加減・修正し、日々の予想相場を決定している。

現在マーケットメーカー行には、非マーケットメーカー行に無い直物先物総合ポジション規制が課せられており、人民元ショートポジションのみが許容されている。片サイドのポジションが義務付けられた結果、何れのマーケットメーカー行も人民元安に誘導すべく、公示相場決定の大きな要素となる自行の予測相場を、人民元安に誘導するインセンティブが働いているのではないだろうか。

(2)日中のマーケットメーカー行間の売買：

日中の為替市場で目に付くのは、一部のマーケットメーカー行が、正午過ぎ等市場が比較的閑散とし時間帯で、極めて多額の人民元売りオーダーを他のマーケットメーカー行に浴びせ、瞬時に多額の人民元売りポジションを作ると共に、他のマーケットメーカーを多額の人民元買いポジションに追い詰める動きである。

翌日までポジションを持ち越せる人民元売りポジションと異なり、人民元買いポジションは、市場に纏まった流動性が無くとも、当日午後 5 時半までに人民元を売り切ることが義務付けられており、市場の引けにかけて人民元の投売りを余儀なくされる。無論投売りされた人民元を安値で買い叩くのは、多額の人民元売りポジションを作っていた一部マーケットメーカーである。

このような駆け引きが可能なのは、現在の外貨交易中心システムのかかえる問題点がある。現在マーケットメーカー行各行は、日中 USD10 百万程度の人民元売り買い両サイドのオーダーをクオートし続けているが、他行からオーダーがヒットされ、人民元売り或いは買いポジションが発生した後も、人民元売り買い両サイドが自動的にオーダーがキャンセルされず、更に同じサイドでヒットされる余地を含むシステムとなっている。

昼食時間帯など、全てのディーラーが離席しポジション管理を怠っていた銀行は、瞬時に億ドル単位の人民元買いポジションに追い詰められることとなるのである。

本種の駆け引きが、昼時と夕刻近い時間帯で為替変動を激しくさせることに繋がっている。

(3)中銀介入：

公式には発表されていないが、既に OTC 市場が競価市場を凌駕し、人民元為替市場の中心となっていることから推測し、中国人民銀行公開市場業務操作室による市場介入も OTC 市場を通じ行われていると考えられ、介入対象行はマーケットメーカーから選ばれた複数の地場商業銀行であると噂されている。市場参加者の誰もが、少なくとも中国銀行は対象行に含まれていると見ている。中央銀行介入のスタンス、方法、頻度、レベル等を承知し得る立場にあると見られる中国銀行の動向は、常に市場参加者から注視されており、結果として同行の動向は市場に大きな影響を与えている。



(4)顧客動向：

昨年7月以降の人民元高の進行も、経常収支、資本収支共に大きな変化は無く、引き続き外貨のインフローが続いていると考えられている。従って各金融機関は基本的に人民元買い需要が大きく、人民元為替市場において、中央銀行は人民元売りサイドからの需給調整を行う必要が生じている。

人民元為替相場に対する当局の関与度が下がったことは確かであるが、上述の通り、ポジション規制、システム、中央銀行の介入形式等が市場に極めて大きな影響を与え続けていることもまた事実である。

更なる為替の変動化を進める上で、制度変更・規制緩和が不可欠であると考ええる。

4月の人民元為替相場は、引き続き当局は、要人コメントや人民元為替相場の値動きを通じたシグナルを市場に発信することで、市場に対し注意喚起を繰り返し、一定の速度での人民元高進行を許容していくものと考ええる。

以上



スペシャリストの目

投資：2006年は中国における再生可能エネルギービジネス拡大の元年
～法律の策定が関連事業者拡大のトリガーに～

U F J 綜研（上海）有限公司
環境・エネルギーコンサルティング シニアコンサルタント
青野 雅和

昨年2005年2月28日に再生可能エネルギー法が公表され、本年の1月1日に施行されたことで、中国における再生可能エネルギーの事業化が加速している。第11次五カ年計画(ドラフト)においても「再生可能エネルギーの発展に力を入れ、100MW以上の大型ウィンドファーム¹を30箇所建設する」と明記されている。

本稿では、再生可能エネルギーの中でも事業化が進む、風力発電と太陽光発電の現状に触れ、再生可能エネルギーの法整備の状況、今後の再生可能エネルギー発電の動向について紹介する。

1. 再生可能エネルギーの現状

中国での再生可能エネルギーは風力、太陽エネルギー、水力、海洋エネルギー、地熱エネルギー、バイオマスエネルギーを対象としている。2004年の中国の発電設備と発電量を表1に、発電量比率を図1に示す。発電量のほとんど87.1%を火力発電が占めており、再生可能エネルギー由来の発電量は0.36%と非常に少ない。また、再生可能エネルギーの発電設備及び発電量の内訳を表2に発電量比率を図2に示す。

表1 発電設備と発電量(2004年)

	発電設備(GW)	発電量(TWh)
大中型水力発電	74.3	208
火力発電	304.9	1807
原子力発電	6.84	50.1
再生可能エネルギーによる発電	2.9797	7.4169
合計	389.0197	2072.5169

図1 発電量内訳(2004年)

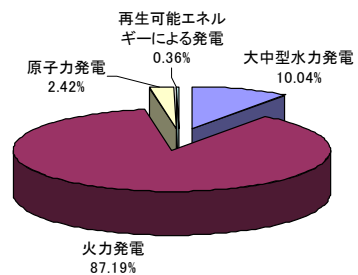
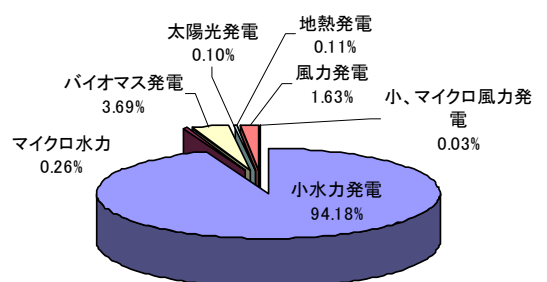


表2 再生可能エネルギーの発電設備と発電量(2004年)

	発電設備(GW)	発電量(TWh)
小水力発電	34	120
マイクロ水力	0.231	0.334
バイオマス発電	1.88	4.7
太陽光発電	0.065	0.13
地熱発電	0.028	0.14
風力発電	0.764	2.075
小、マイクロ風力発電	0.0117	0.0379
合計	2.9797	7.4169

図2 再生可能エネルギーの発電量内訳(2004年)



出典：エネルギー基金会 持続可能エネルギー発展に関する財政と経済政策研究
参考資料より U F J 綜研(上海)公司作成(表1表2、図1図2ともに)



昨年来、新聞紙上にて大規模なウィンドファームの計画が数多く紹介されており、にわかに事業投資ブームとなっている。その多くが100MW以上の規模であり、事業額は100億円を超える。この風力発電でさえ、2004年時点での設備容量(764MW)は電力構成の0.1%であり、再生可能エネルギーの利用は全体の発電量から俯瞰するとほんの一部であるにすぎない。しかし、図3に示す中国風力発電設置量の2005年データから、2003年より急激な伸びを示していることが伺える。この伸びは、国産化開発の推進とCDM事業²としての承認対象であることが影響している。中国産の風力発電設備の設置価格は欧米系メーカーの1/3以下であること、入札条件に中国国産化風力発電設備の導入比率70%以上とあることなどの要因が挙げられる。

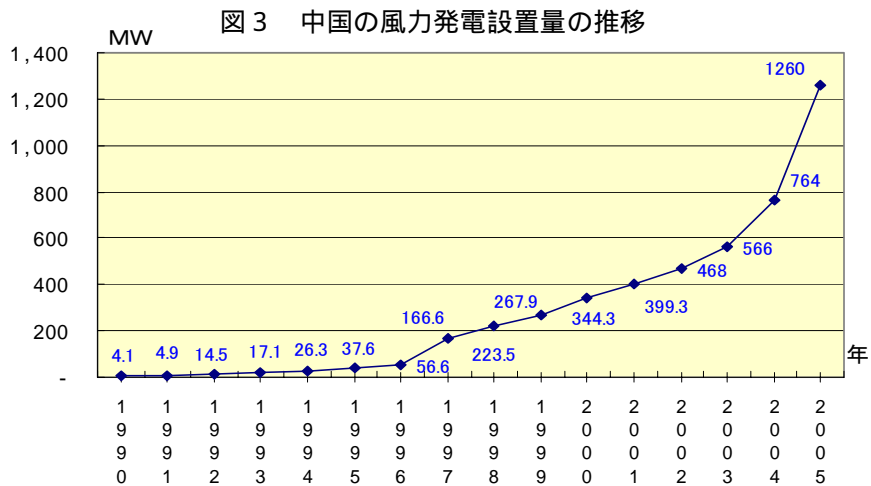
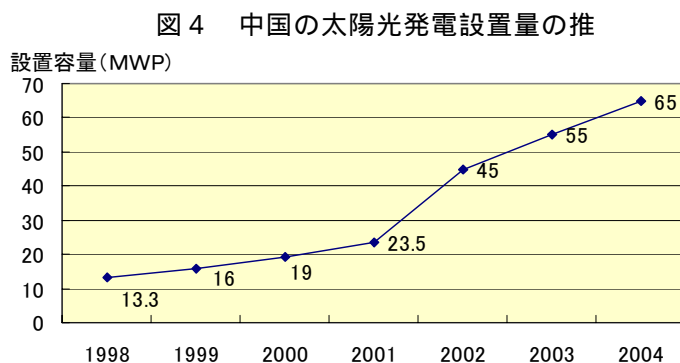


図4に2004年までの太陽光発電の設置容量の推移を示す。直近3年での設置台数の伸びは毎年20%以上だ。中国では2000年の「光明工程」、2002年「送電到郷」計画で多くの設備が導入された。ともに「無電化地域の解消」を目指した計画である。なかでも「送電到郷」計画では26億元を投資し、主に西部地域のチベット自治区、新疆ウイグル自治区、甘肅省、青海省、家蒙古モンゴル自治区などでの800の無電化地区の電力問題を解決した。総量で19.6MW_pを設置している。また、オランダ、ドイツ、カナダ、日本の政府機関が援助をしており、日本は各国の中でも最も早く1998年から実験室、モデル設備などを建設している。

現在ではB Pソーラー社が合併を作るなど、欧米系は合併による進出を果たしている。また、上海市では政府系投資企業が製造企業に投資をするなど、政府支援の動きもみられる。無錫尚徳太陽能有限公司は生産量で世界6位となるなど、躍進が目覚しい。



出典：中国再生可能エネルギー発展プロジェクト事務室 中国光発電産業発展研究報告 2004年10月より U F J 綜研(上海)公司作成



2. 再生可能エネルギー法と関連細則

2005年2月28日に公表、2006年1月1日施行の法律であり、水力、風力、バイオマス、太陽エネルギー、海洋エネルギー、地熱エネルギーやその他非化石エネルギーを対象とする。再生可能エネルギーの開発計画や配電企業が再生可能エネルギー起源の電力を全量購入すること、売電価格の制定に関する事項、罰則などを定めている。今後、細則を順次公表するとしており、現時点で「再生可能エネルギー発電価格と費用分担管理試行弁法」と「再生可能エネルギー産業発展指導目録」「再生可能エネルギー発電に関する管理規定」が公表されている。なかでも「再生可能エネルギー発電価格と費用分担管理試行弁法」では、各再生可能エネルギーの売電価格の詳細と、配電会社が再生可能エネルギー起源の電力と既存の電源との価格差をどのように負担するのかが定められた。つまり、この細則により、再生可能エネルギーを事業化したいと考えている事業者にとって、発電した電力の全量を配電会社が確実に買い取ることが定められたことで、事業の主要な収入がいくらになるのか予測できることとなったのである。本細則の対象となるのは、風力、バイオマス、太陽エネルギー、海洋エネルギー、地熱エネルギーであり、2006年以降の政府主管部門に承認、許可されるプロジェクトである。以下にその内容を示す。

風力発電は政府指導価格（入札による決定）
その他のエネルギー源は政府価格（政府が決定する価格）とする。
再生可能エネルギー由来の売電価格と現行電力源の差額を、省レベル以上の配電網会社が負担する。
配電網会社が負担する差額の徴収算式を規定する。

3. 再生可能エネルギー発電の今後について

風力発電については、高い売電価格であったが、入札によって価格が下がることは間違いない。0.5元/kWh～0.6元/kWhが一般的な入札価格の平均値であるが、今後はより低くなるだろう。その為、事業採算性が悪くなることが懸念される。従って、今後は資金調達及び施工の工夫により、採算性を改善させていく必要が求められる。その一つとして設置価格が安い中国産化風力発電の利用が挙げられる。価格が安い国産風力発電機の利用を検討せざるを得なくなる方向に進みつつあるということだ。

次にバイオマス発電（ごみ発電、メタンガス発電含む）であるが、これについては、入札を行う場合と政府が指定して価格を決める場合（以下政府指定価格）との2種類が存在する。政府指定価格については各省（自治区、直轄市）2005年脱炭素炭燃焼発電機標準系統連系価格に0.25元/kWhの補助金を加えた価格とすると定めている。もともと、風力発電については2003年に始まった国のモデル事業である「特別許可権風力発電プロジェクト」において前述の0.25元/kWhの補助金は活用されていた。

太陽光発電、地熱発電、海洋エネルギー発電については、現在明確な価格は公表されていないが、政府が指定した価格とすることとしており、設備価格などを勘案して政府が決定することから、高い売電価格となることが想定される。

今回紹介したように、事業収入源となる電力価格と買い取り義務を制定したことで適正な事業運営を可能とする事業者の拡大を狙う戦略は利に叶っている。こうした法整備を進めていくこと、またRPS（Renewable Portfolio Standard）法を検討しており、電力事業者が再生可能エネルギー源の電力を一定量買い取ることが義務付けられれば更に再生可能エネルギーの導入が加速すると推測される。



表3に中国の再生可能エネルギー起源の発電設備量推定値(2020年)を示した。総量で101GWである。中国の2020年の発電設備総量予測値は865GWであるので占有率は11%となる。2004年の占有率0.36%であることを考慮すると相当な伸びである。風力発電は既に事業としての市場が形成されつつあるが、太陽光発電、バイオマス発電は、CDM事業はもちろんのこと、まずは農村のエネルギー問題、都市の生活ゴミの解消など、政府主導のコミュニティレベルでの事業化が進んでいくと推察される。

表3 中国の再生可能エネルギー起源の発電設備量推定値

再生可能エネルギーの区分	2020年の見通し (単位:万kW)
風力発電 ※1	3000
太陽光発電 ※1	200
バイオマス発電 ※1	2000
地熱発電 ※2	50~100
海洋エネルギー発電 ※2	370~560
小水力発電 ※2	6,000~7,000
合計	10,100(最小値で積算)

※1 2005北京国際再生可能エネルギー大会発表の再生可能エネルギー発展計画内容より作成
※2 2004年国家発展改革委員会エネルギー研究所資料より引用

1 ウィンドファーム

複数の風力発電機を設置した風力発電所のこと

2 CDM 事業とは

京都メカニズムにおいて先進国が資金・技術を支援し、途上国において温室効果ガスの排出削減事業を実施し、事業により発生した排出削減量の一部を先進国の排出枠として獲得し、自国に移転させる事業のこと。

(執筆者のご連絡とメッセージ)

UFJ 綜研(上海)有限公司

上海市長寧区延安西路 2201 号国貿中心 2207 室

TEL: 86-21-6295-3534 FAX: 86-21-6295-4110

親会社の統合に伴い社名変更の予定です。



法律：中国の新会社法の留意点・・・第三回 株主代表訴訟

リチャード法律事務所
法律顧問 高居宏文

今回は、新会社法で新たに導入された株主代表訴訟を紹介してみることにしたい。それほど難しい内容ではないので、まずは、条文を見てみることにしよう。

第 150 条

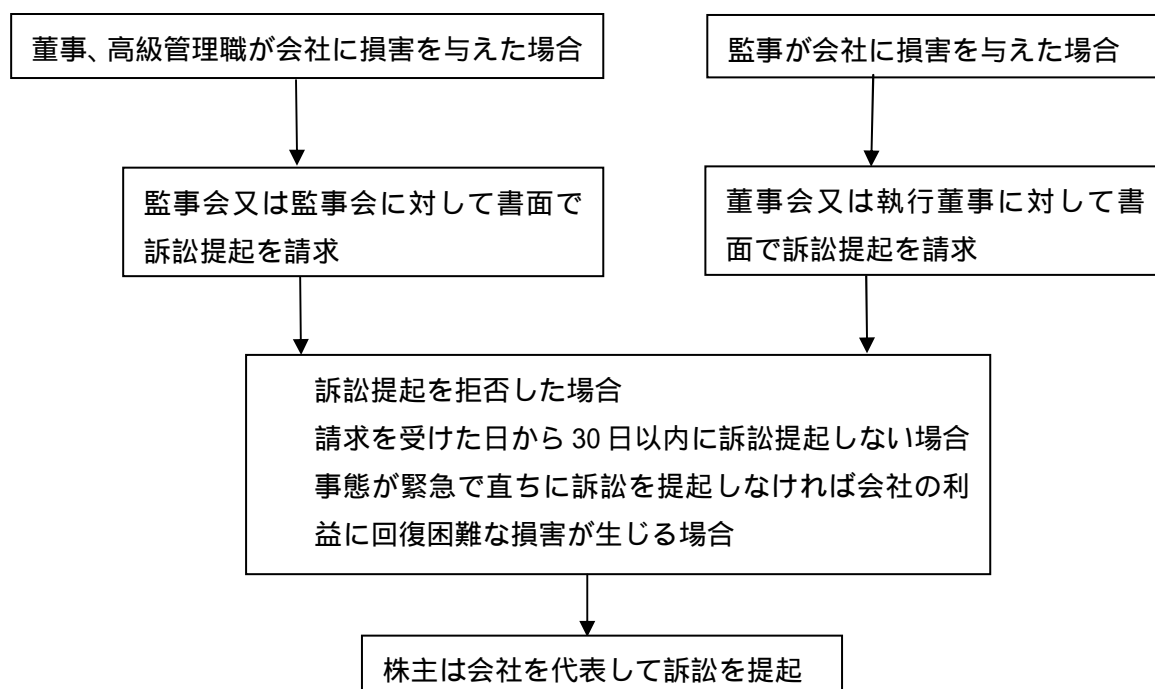
董事、監事、高級管理職が、会社の職務を執行する際法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、会社に損害を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

第 152 条

董事、高級管理職が本法第 150 条の規定に違反する状況がある場合、有限責任会社の株主、股份有限公司の連続 180 日以上単独又は合計 1%以上の株式を有する株主は、書面で監事会或いは監事会を設置していない有限責任会社の監事に対し人民法院へ訴訟を提起することを請求することができる。監事が本法第 150 条の規定に違反する状況がある場合、前述の株主は書面で董事会或いは董事会を設置していない有限責任会社の執行董事に対し人民法院へ訴訟を提起することを請求することができる。

監事会、監事会を設置していない有限責任会社の監事、或いは董事会、執行董事が前項の規定する株主から書面で請求を受けた後訴訟の提起を拒否した場合、請求を受けた日から 30 日以内に訴訟を提起しない場合、或いは事態が緊急で直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益に回復困難な損害が生じる場合、前項の規定する株主は会社の利益のため自己の名義で直接人民法院に対し訴訟を提起する権利を有する。

これを図示すると以下ようになる。





上述した第 152 条が三資会社(独資会社、中外合弁会社、中外合作会社)に適用されるのだが、三資法(外資企業法及びその実施細則、中外合資経営企業法及びその実施条例、中外合作経営企業法及びその実施細則)においてこの適用を排除する規定が見当たらない以上、第 152 条は三資会社にも適用されるものと考えてよいだろう。

ただ、第 152 条が三資会社に適用されるとしても実際のオペレーションにおいて問題がないわけではない。特に、三資会社のほとんどが監事会又は監事を置いていないので、三資会社の出資者が、董事、高級管理職の責任を追及する場合、監事会又は監事に対する書面による訴訟提起の請求が不可欠だとすると代表訴訟を提起できなくなってしまう恐れがあるからである。

したがって、ここは解釈論によらざるを得ない。第 152 条が株主に対し、直接人民法院に訴訟を提起する前に、監事会又は監事に対する請求を要求したのは、以下のいくつかの理由があるものと思われる。

一般の有限責任会社(股份有限公司を含む)においては監事会又は監事が常設機関として設置されている。特に、新会社法第 52 条で監事会又は監事の設置は必須となった。

監事会又は監事の職務内容として、董事又は高級管理職への監督がある。

監事は董事、高級管理職を兼任することはできないので、董事又は高級管理職への責任追及も公平に行なうことが期待できる。

監事会又は監事は会社の機関を構成しており、会社を代表して訴訟を提起するには、株主というような会社の機関でない者(株主総会が会社の機関である点に注意)よりも、会社の機関である監事会又は監事の方がふさわしい。

すなわち、株主がすぐに訴訟を提起するよりもまず監事会又は監事に訴訟を提起させた方がベターなので、まず株主に対し監事会又は監事への訴訟提起の請求を要求しているのである。ベター(better)でありマスト(must)ではないのだから、三資会社において監事会又は監事が設置されていなければ、監事会又は監事への請求は不要と解される。それでは、三資会社の出資者はいきなり会社を代表して訴訟を提起することができるか？

この点については、立法論から考える必要がある。そもそも新会社法が代表訴訟を認めた趣旨は、会社が董事又は高級管理職に対する損害賠償請求を怠ることにより会社の利益を害する恐れがあるからであり、会社が進んで訴訟を提起しその利益を保護するのであれば、わざわざ株主に会社を代表させて訴訟を提起させる必要はない。そうだとすると、三資会社の出資者は代表訴訟を提起する前に、まず会社に対して(会社を名宛人とする。場合によっては安全のために必ず設置されている董事会又は執行董事を共同の名宛人としてもよいかもしれない。この点は今後の判例を待つ必要がある。) 書面で訴訟を提起することを請求すべきであると思われる。そして、会社が当該請求を拒否した場合、又は請求を受けた日から 30 日以内に訴訟を提起しない場合、当該出資者は代表訴訟を提起することができると解されよう。この点、三資会社においては第 152 条の規定が若干調整されて適用されることに注意されたい(したがって、董事、高級管理職の責任を追及する場合、第 152 条の適用というより準用と言ったほうがいいのかもかもしれない)。

さて、三資企業において代表訴訟の危険が一番高いのは出資者が複数いる場合である。一人会社の場合は出資者の意思を董事、高級管理職又は監事に直接反映させることが容易であり、わざわざ代表訴訟という形式を使わなくてもこれらの者を通じて会社自らが訴訟を提起すればよいの



に対し、複数の出資者がいる場合は、出資者間或いは一部の出資者と董事、高級管理職又は監事との間で利益の対立が起こりやすいからである。特に中外合弁会社又は中外合作会社の場合、日方 v s 中方という形で対立が生じやすいので、今後は、日方出資者が中方派遣の董事、高級管理職の責任を追及したり、中方出資者が日方派遣の董事、高級管理職の責任を追及したりといったケースが増える可能性がある。

したがって、中外合弁会社又は中外合作会社で董事、高級管理職を担当している方は今後くれぐれも注意しなければならない。この代表訴訟は、董事、高級管理職という個人を被告として行なわれるので、董事、高級管理職側が敗訴となり巨額の賠償金の支払が命じられた場合一生を棒に振るということもないわけではない。

董事又は高級管理職がこのような事態にならないようにするためにも、常日頃から最低でも以下の点に注意する必要がある。

法律法規をしっかりと理解し違法行為を行わないようにする

定款をしっかりと理解し定款違反を行わないようにする

董事会で決議しようとしている内容が違法又は定款違反と思われる場合には、反対を表明し決議書において反対の意見を明記しておく。

自己の権限に属するかどうか定款の規定からは不明な場合、定款において権限をまず明確にしてから行為を行なう。

移転価格税制に触れる契約は、会社の利益を害することがあるので、これを締結する場合、事前に会計事務所への確認及び可能なら他の出資者の同意を取得しておくこと。

違法かどうか定款違反かどうか不明な場合には事前に弁護士などの専門家の意見を取得しておくこと。

日本では代表訴訟が提起されたのをきっかけに取締役の責任というものが再認識された。中国でも代表訴訟をきっかけに董事、高級管理職の責任というものが再認識されるに違いない。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

リチャード法律事務所(上海市小転律師事務所) 上海本部

(連絡先)住所: 上海市延安東路 100 号聯誼大廈 18 楼

TEL: 86-21-6323-6200 FAX: 86-21-6321-8890

E-mail: takai@rwlayers.com ホームページ: <http://www.rwlayers.com>

拠点: 上海、北京、天津、ニューヨーク

毎週月曜日に弊所では法務エッセイを無料で配信しております。御興味のある方は、以下のアドレスまでに会社名、氏名、電話番号、メールアドレスをご連絡の上、以下のアドレスまでに御申込頂きます様お願い致します。 saika@rwlayers.com



税務会計：中国の会計・税務

プライスウォーターハウスクーパース中国
中国日系業務担当パートナー

会計、経営管理、税務、M&Aについて、日頃日系企業の皆様からご質問を受ける内容の内、実用的なものについて、Q&A形式で解説致します。

会計 (担当：宇賀 伸二)

Question

中国会計基準が新しくなると聞きましたが、具体的にどのような変更があるのでしょうか？

Answer

中国企業会計制度の改革の方向性(国際財務報告基準へのコンバージェンス)についてですが、2006年2月16日に、中国財政部と国際会計基準委員会(IASB)が共同で、2007年度より中国会計準則が基本的に国際財務報告基準(IFRS)へコンバージェンスされる旨の声明を発表いたしました。

中国においては、現行の「企業会計制度」の1つの基本原則と16の特定事項の会計準則の全てが見直され、新たに22の事項の会計準則が発行される予定です。その結果、新会計制度は、1つの基本原則と38の特定事項の会計準則により構成されることとなります。新たに追加される会計準則の主なものとして、外貨換算、ヘッジ会計、企業結合、建設工事請負契約、及び連結財務諸表があげられます。

現時点においては、2007年度からの新会計基準の適用は、中国上場企業が対象とされており、外国投資企業は対象とされておきませんが、今後、順次適用されることが想定されております。

なお、現行の「企業会計制度」は、2001年に当時の国際会計基準をモデルにして、中国での統一的な企業会計制度として制定されたものであります。外国投資企業については、2002年1月より、現行の「企業会計制度」が適用されております。現行の「企業会計制度」と国際財務報告基準との間における相違点として、主に以下の点があげられます。

- ・財務諸表の表示科目
- ・貸借対照表における資産の区分
- ・キャッシュ・フロー計算書の経営活動によるキャッシュ・フローの開示
- ・減価償却方法の変更
- ・税効果会計
- ・固定資産の評価
- ・固定資産の交換
- ・ファイナンスリースにおけるリース資産の評価
- ・資産原価に算入する借入費用の範囲
- ・収益の測定
- ・個別財務諸表における子会社に対する投資の処理
- ・個別財務諸表における関連会社投資の処理
- ・無形資産の償却
- ・開業準備期間中の費用



経営管理 (担当: 斉藤 勝彦)

Question :

在庫の管理に関して、マネジメントとして留意すべきポイントを具体的に教えてください。

Answer : 日常的な入出庫に対するチェック手続と、在庫残高に対する定期的な棚卸手続の双方を整備することが必要です。それぞれのポイントは次の通りです。

入荷時点では、遅滞なく検収業務(発注内容との整合性確認及び品質チェック等)を行い、適時に帳簿に記帳し自社在庫として認識することがポイントです。検収業務においては、検収責任者と発注責任者との職務分掌(責任者の峻別)を行い入荷時点における横領を防止すること及び検収責任者が納品書等にサイン又は捺印することで受け入れに関する責任の所在を明確にすることが必要です。一方、帳簿への記帳担当者は、サイン又は捺印済みの納品書等に基づき検収業務が適切に実施されたことを確認の上、記帳業務を実施することが必要です。なお、帳簿に記帳することで、自社在庫としての管理がスタートします。そのため、上述の手続は遅滞なく適時に実施される必要があり、長期末検収品の有無をモニタリングする手続も必要です。

出荷時点(生産工程への投入時点)では、社内的に承認された出荷指示書(生産指示書)に基づき出荷(生産投入)を行い、その事実を適時に帳簿に記帳することがポイントです。出荷指示責任者と実際の出荷業務責任者との職務分掌(責任者の峻別)を行い出荷時点における横領を防止すること及び出荷指示責任者が出荷指示書にサイン又は捺印することで責任の所在を明確にすることが必要です。一方、帳簿への記帳担当者は、実際の出荷業務完了の報告に基づき記帳業務を実施することが必要です。

在庫残高について定期的に棚卸手続を行い、実在庫数と帳簿在庫数とに説明不能な異常差異が発生していないことの確認、及び長期滞留在庫又は陳腐化在庫の有無の確認がポイントです。いずれの場合も最終的に在庫評価損としての会計処理が必要となる可能性があり、その意味で棚卸手続とは最終的な会計処理の要否の検討まで含まれることに留意が必要です。また、棚卸手続の結果は必ずマネジメントへ報告され、会計処理も含めた結果が承認されることにより、適切なモニタリングが行われることが必要です。

日常的な入出荷業務に問題が発生している場合、多くは実在庫数と帳簿在庫数との差異として顕在化します。その意味で、この手続はを補完する関係にあり、どちらか一方ではなく、双方の手続がともに整備されることも重要なポイントとなります。

なお、外部倉庫を利用する場合は、上述の手続に関して倉庫業者に依頼できる点及び自社で対応できる点を整理し、手続に漏れがないことを確認する必要があります。また、棚卸手続は、倉庫業者に対する牽制効果も考慮し、自社担当者による定期的な棚卸手続の実施が、いずれにせよ必要となります。



税務 (担当:堀越 大三郎)

Question

上海浦東新区の新しい15ヵ年計画に基づく財政補助の概要について教えて下さい。

Answer

従来の計画を引き継ぎ、浦東新区は“十一五”計画(11次5ヵ年計画)を制定しました。“十一五”計画では、浦東新区政府は現代サービス業及びハイテク産業を重点的に支援していく意向です。これは下記業種を含みます。

- 金融業
- 物流業
- 情報サービス業
- 商社サービス業
- 本社
- ハイテク企業等

新たな財政支援政策は、主に還付及び地方政府からの補助金の形で実施されます。新区政府が支援する産業に対し、税収のうち浦東新区の収入となる部分を基に最長6年の還付を行なうこととしています。還付対象となる税目は、増値税、営業税、企業所得税、個人所得税で、業種により異なります。

例えば、新たに進出する独立採算の研究開発センターに対しては、増値税・営業税・企業所得税の浦東収入部分が当初3年間100%、その後3年間50%還付されます。個人所得税の還付は、新たに進出する多国籍企業の地域本社に限られています。

補助金支給は、主に新規進出企業が支払う土地購入代金・家賃等の支出に対して行われます。例えば、新たに進出する銀行・保険等の金融機関の本社に対しては、新区政府は1500万元の助成金を1回に限り給付します。

今回の新支援政策は新規進出企業のみ適用されますが、対象企業の定義が明確でない点にはご注意下さい。これは実際の申請時には疑問をもたらす点ではありますが、実務上柔軟に承認される可能性があるとも言えます。

全体として、浦東新区は新政策により、奨励する産業への外資の投資を促し、上海や全国に対する浦東の外資誘致競争力を維持していく意向です。



M&A (担当: 小黒 健三)

Question

弊社は現在、日方(弊社): 中方(国有企業) = 70% : 30%の製造合弁会社を保有しています。弊社はこの合弁会社を独資化したいと思っています。30%持分の買取に関して、評価や価格交渉も含め、手続きや注意点についてアドバイスをお願いします。

Answer

すぐに気がつく留意点として、法定評価に対する対応、案件成立の意思とリスクのバランスを考えた交渉戦略の策定、早期のアドバイザーの関与があると思います。

として、本件は譲渡価格に対し中国制度上の法定評価手続が必要であり、それが全体プロセスに影響する点に注意が必要です。具体的には、中方が任命する公認資産評価人が、ガイドラインと判断により、再調達価格法や DCF 法等の手法で評価を実施し、その上で審査機関による譲渡価格の認可が必要になります。貴社が認識すべき特徴として、1) 法定評価の結果が譲渡価格の一定の縛りとなること、2) 一般的な事業評価手法とは若干異なり、外部からは不透明に思えること、3) 中国側に不利な取引回避という趣旨から簿価純資産法等よりも高い評価となる傾向、4) 制度である以上、極端に理不尽な結果は抑制しやすい点、5) 認可の裏返しとして最後は交渉に帰着するため、法定評価に対する中方の態度により交渉に与えるインパクトが変わること、などがあります。これらの特徴を捉えた上で、法定評価への対応を考慮する必要があります。

として、一連の手続きや交渉には、相手の交渉力の強さ、案件成立への意思の強さ、リスクへの対応など、バランス感覚が必要な点を挙げておきます。相手が独資化に不本意な場合、高い譲渡価格を要求されることは避けられません。強い人脈が利用できる場合、中方の意図を汲み取れる場合、代替案がある場合などは比較的交渉を有利に進められるケースがあります。戦略の位置づけとしての法定評価の活用にも考慮が必要です。

として、早めのアドバイザー関与が考慮されます。アドバイザーというと大げさですが、本件では交渉のために評価を同時並行で行う、モニタリング役の評価人の起用を想像してください。目的は、プロセスの透明性を上げ、交渉の手段を広げることにあります。当事者間だけで交渉を進めるのも一つの判断ですが、不透明な状態で物事が流れ出した場合、途中からのペース変更はかなり難しく、最終的には案件が難航してしまうというケースが多いというのが私どもの経験上の実感です。本件のようなケースでは、多くの場合、プロセスや評価の詳細、中方の意図が見えにくいため、早い段階で地の利のあるアドバイザーを起用することは一考の価値があります。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

ブライスウオーターハウスクーパース中国

中国日系業務担当パートナー 齊藤剛

中国上海市湖滨路 202 号普華永道中心 11 楼

Tel: 86+21-61238888

Fax: 86+21-61238800

中央青山監査法人

国際本部中国ビジネスグループ統括リーダー

担当パートナー 高月重弘

日本東京都千代田区霞が関 3-2-5

霞が関ビル 32 階

Tel: 81+3-55322503 Fax: 81+3-55322504



人事：2006年 昇給調査

パソナアジアグループ・パピューマヒューマンリソース上海
シニアマネージャー 松村 扶美

パソナアジアグループでは、2006年度の昇給動向調査を実施いたしました。今回は、その結果を元にサマリーレポートをお届けします。

2006昇給調査概要

【調査実施概要】

調査時期	2005年12月~2006年1月		
調査方法	インターネットを利用したWEBアンケート〔対象企業：日本企業〕		
有効回答数	中国大陸	343社	
	華東地区	253社	
	華南地区	84社	
	華北地区	6社	

1.2006年昇給動向

(1)昇給時期及び実施回数

中国大陸の日系企業では、昇給の実施は4月が最も多く、次いで1月となっています。事業年度が4月からスタートする企業が最も多いためと考えられます。昇給時期では、定期昇給1回が最多で85%、2回が10%、定期昇給廃止企業が約5%となっています。

(2)昇給率

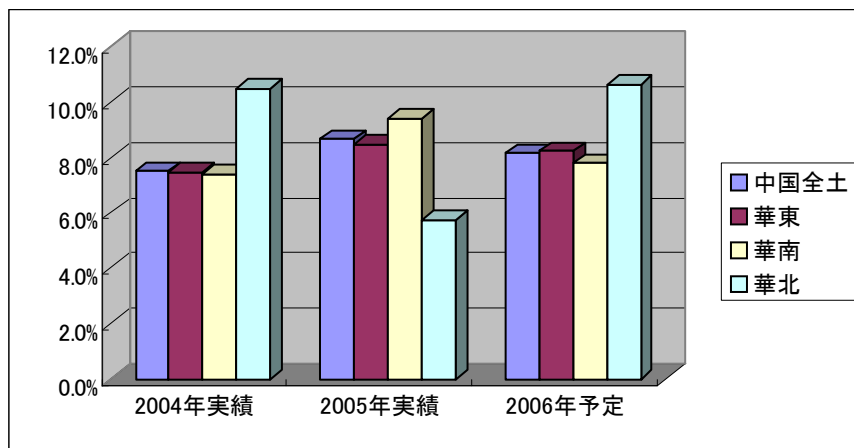
中国全土平均では、2006年度の予定昇給率は、8.16%を予定しているという結果が出ました。2004年度実績の7.5%から見ると2005年度実績は1.1%上昇し、2006年度予定は、2005年度より0.5%下がっているものの、ほぼ同水準の8%台を検討していることがわかります。エリア毎の2006年度の予定昇給率では、華東地区が8.22%と昨年度とほぼ同水準、華南地区は、昨年度実績の9.41%より、1.6%下降しており、8%を下回る7.8%という結果になっています。

高水準の理由としては、業績が好調な企業が増加したこと、中国の人材市場における旺盛な人材需要によって人材確保、リテンションの観点から今年も8%台と高い昇給率になったと考えられます。



【中国の昇給率推移】

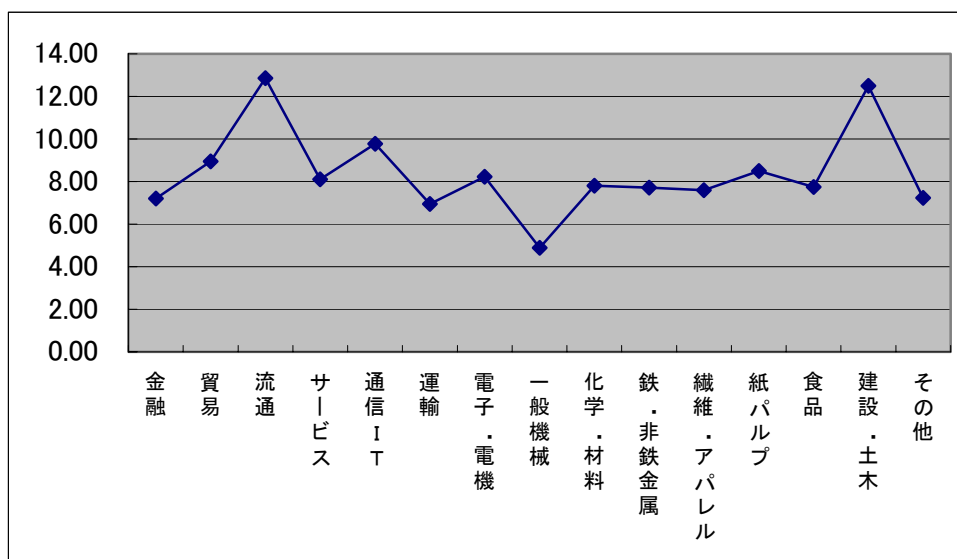
	2004年実績	2005年実績	2006年予定
中国全土	7.50%	8.64%	8.16%
華東	7.46%	8.48%	8.22%
華南	7.40%	9.41%	7.80%
華北	10.49%	5.74%	10.63%



(3)業界別昇給率

今回の調査では、業種別では、流通業が最も高く、次いで、建築となっています。ともに12%を超える高い昇給率となっています。流通業の国内市場開放や、建築関連の需要が高く、中国の消費動向を反映している結果となりました。3番目には通信、IT、貿易と続きます。下記が業界別の平均昇給率の予測値です。

【2006年 中国全土 業界別昇給の平均予測値】





2. 昇給における中国の一般市場と日系企業市場

中国の日系企業における昇給の2005年度実績と2006年予定に関する調査結果をご報告してきましたが、一般市場、政府発表数値とは格差があります。

各地域の労働社会保障局は毎年1回、前年度のGDP上昇率、物価指数、市平均給与、就職状況、一人当たりの平均可処分所得、消費者指数などの指標と財政政策、経済環境を考慮し、「各地域の給与上昇に関するガイドライン」の通達を公表しています。国営企業や公務員に対しては、このガイドラインをもとに昇給率が策定されます。

【各省市政府の2005年度の昇給率に関する政府ガイドライン】

	基準ライン	警戒ライン	最低ライン
北京市	11%	16%	0%
上海市	10-11%		3%
広州市	9-10%	14-15%	5-0%
深圳市	6%	12%	0%

従来は、格差是正のため、市平均給与額を基準に、給与水準が低いほど高い昇給率を設定するよう指導されていましたが、昨年度より、政府のガイドラインの発表は、基準、警戒(昇給率上限)、最低(下限)という設定になっています。

日系企業の昇給率は、政府ガイドラインを下回っている結果になっていますが、これは外資系企業で働くホワイトカラー人材の給与が、一般市場に対して高めに推移している事に関係します。政府ガイドラインは外資企業に対して法的な強制力はないため、主に一般市場の給与動向を知る指標として活用されているのが現状です。

3. 日系企業の昇給査定基準

今回の調査では、日系企業の昇給査定基準では、従業員の個別査定が一番高く、次いで物価上昇率、日系企業同業他社動向となっています。

日系企業間の同業他社動向が、3番目の重要指標として上げられていますが、これは日系企業特有の人事、採用事情があります。中国に進出する日系企業では、法人立ち上げ、技術、ノウハウ

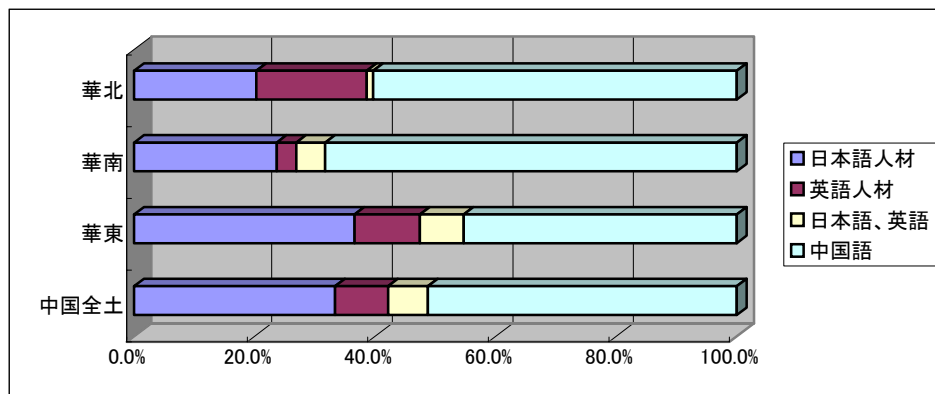
展開のため、日本語人材が特に必要とされます。また、他のアジア諸国に比較し、日本語人材の供給が質、量ともに豊富で、「日本語人材市場」が形成されています。そのため、日本語人材の需要と供給に起因する賃金動向、昇給動向が、日系企業の昇給、賞与に大きな影響を与える結果となっています。

下記は、回答企業の語学能力別従業員(ワーカーを除くホワイトカラー)の構成となっています。華東地域において日本語人材の比率が一番高くなっており、華南地域では、初期投資の企業が多い中、日本語人材の供給不足が続いています。

【スタッフレベル以上に占める日本語人材比率】

調査時期 2005年12月~2006年1月

調査方法 インターネットを利用したWEBアンケート



日系企業の中国事業拡大の傾向が続く現在、「日本語人材」という特別な人材市場の動向が無視できない状況にあり、また企業側としても法人立ち上げ、技術移管のため、日本語人材に頼らざるを得ない状況があります。コスト競争と有能な人材の確保、リテンションという要請を同時に満たす為には、人材市場動向を的確に把握しつつ、個人の能力と業績を見極めた処遇ができる、すぐれた「人事の目」と「人事制度の整備」が益々重要になっています。

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

中国：パヒューマ上海

上海市淮海中路 222 号力宝広場 910 室 〒200021

TEL : 86-21-5382-8210 FAX : 86-21-5382-8219

E-mail : pahuma@pahuma.com.cn

日本：パソナグローバル

東京都千代田区大手町 2-1-1 大手町野村ビル 5F

TEL : 03-6214-12571 FAX : 03-5200-3077

E-mail : job@pasona-global.com ホームページ : www.pasona-asia.com



貿易：外高橋保税区の「11・5」期間の財政補助政策に関する解説（その二）

日中経済貿易センター

上海事務所首席代表 村岡健司

BTMU 中国中国月報 2006 年第 1 号にて、外高橋保税区の「11・5」期間の財政補助政策に関する解説を紹介しましたが、今般、「11.5」期間の外高橋保税区財政補助経済発展の若干意見の実施細則が発表されましたので、以下に追記してその解説を加え、実施細則の原文日本語翻訳文を掲載致します。今回発表された実施細則は、「若干意見」の解説であると同時に、「若干意見」に規定する財政補助を享受できる企業の条件を明記したものです。

【表】は、「若干意見」での財政補助内容と、「実施細則」に規定される企業の条件について簡単にまとめたものです。

【表】は、企業にとって関心の高い「営業センター」の認定基準の概要について簡単にまとめたものです。まだ正式に発表されていないため、あくまで参考としてご覧下さい。営業センターの認定は外高橋保税区管理委員会で行われますが、認定を受ければ、浦東新区の多国籍企業地区本部と同じ外貨優遇政策を享受できるとともに、高級管理職の個人所得税についても最大 28%の補助を受けることができます。

【表】外高橋保税区「11・5」期間の財政補助政策

	企業類別	税種 納付税率	「若干意見」で規定される 財政補助の内容	「実施細則」で規定される 補助可能企業の条件と解釈
貿易業	新規設立 貿易型企业	増値税 17.00%	2006-2007年 2.55% 2008-2010年 1.275%	自社建屋又は賃貸建屋を持つ 交易市场会員資格を持つ 専ら貿易業務に従事する
		企業所得税 15.00%	2006-2007年 3.60% 2008-2010年 1.80%	
	登記済み 貿易型企业	増値税 17.00%	2006-2010年 1.275%	同上
		企業所得税 15.00%	2006-2010年 1.80%	
加工業	新規設立 加工型企业	増値税 17.00%	2006-2007年 2.55%	新規設立加工型企业 1,000 万米ドル以上増資済みの既存 加工型企业にも適用 但し、増資部分の増値税と企業所得 税が独立して計算できる場合
		企業所得税 15.00%	2006-2007年 3.60% 2008-2010年 1.80%	
	登記済み 加工型企业	企業所得税 15.00%	期間満了まで 1.80% 2006-2010年 1.80%	10.5 で与えられた財政補助期間満 了時まで実施 滬外委[2006]9号通知により、新たに 追加して規定されたもの
		増値税 17.00%	2006-2010年 1.275%	



倉庫物流業	新規設立 倉庫物流型企業	営業税	2006年 2.00%	条件等記載無し	
		5.00%	2007-2008年 1.00%		
	企業所得税	2006年 3.60%			
		15.00%	2007-2008年 1.80%		
	登記済み 倉庫物流型企業	営業税	2006-2008年 1.00%		同上
		5.00%			
企業所得税	2006-2008年 1.80%				
	15.00%				
登記済み 倉庫物流型 追加登録資本が 100万米ドル超の企業	営業税	2006-2010年 1.00%	同上		
	5.00%				
企業所得税	2006-2010年 1.80%				
	15.00%				
営業センター	新規設立 営業センター	増値税	2006-2008年 2.55%	営業センターは、外高橋保税區管理 委員会の認定を経なければならない 認定基準は別途制定（下記参照）	
		17.00%	2009-2010年 1.275%		
		企業所得税	2006-2008年 3.60%		
		15.00%	2008-2010年 1.80%		
	営業税	2006-2010年 1.00%			
	5.00%				
	高級管理職 個人所得税	2006-2008年 納付額の 28.00%			
	5 ~ 45%	2009-2010年 納付額の 14.00%			
登記済み企業が 営業センターと 認定された場合	増値税	増加部分	、 は同上 既存部分とは、前年度実績の増値税 と企業所得税の保税區地方税収部分 を指す。 増加部分とは、営業センターに認定 された後に納付する増値税と企業所 得税のうち、前年度実績超過部分の みを指す。		
	17.00%	2006-2008年 2.55%			
		2009-2010年 1.275%			
		既存部分			
	2006-2010年 1.275%				
企業所得税	増加部分				
15.00%	2006-2008年 3.60%				
	2009-2010年 1.80%				
	既存部分				
	2006-2010年 1.80%				
営業税	2006-2010年 1.00%				
5.00%					
高級管理職 個人所得税	2006-2008年 納付額の 28.00%				
5 ~ 45%	2009-2010年 納付額の 14.00%				



展示業	短期展示会 主催者	営業税 5.00%	2006-2010年 2.00%	展示期間1年未満 展示面積1,000平米以上 単独で収支計算が可能 展示会期間中のみの営業税
	短期展示会 出展企業	増値税 17.00%	2006-2010年 1.275%	保税区内展示会に出展 単独で収支計算が可能 展示会期間中のみの増値税
	登記済み 長期展示企業	営業税 5.00%	2006-2008年 2.00% 2009-2010年 1.00%	専ら保税区分商品の展示、実演、トレーニング、アフターサービスに従事 経営活動が1年以上 展示面積1,000平米以上または出展面積100平米以上 保税区分管理委員会の認可が必要 新規企業は「若干意見」第一条と同等の補助を適用 その他の企業は「若干意見」第二条と同等の補助を適用 公共展示区域とは保税区分管理委員会の認可を得た展示区域
アニメ業	新規設立 アニメ関連企業	増値税 17.00%	2006-2008年 2.55% 2009-2010年 1.275%	専ら動画、漫画、ゲーム類関連製品の開発、製作、販売に従事する 外高橋保税区分管理委員会の認定が必要
		営業税 5.00%	2006-2008年 2.00% 2009-2010年 1.00%	
		企業所得税 15.00%	2006-2008年 3.60% 2009-2010年 1.80%	
機能市場	新規設立 機能市場	増値税 17.00%	2006-2007年 2.55% 2008-2010年 1.275%	外高橋保税区分管理委員会の認定が必要
		営業税 5.00%	2006-2007年 2.00% 2008-2010年 1.00%	
		企業所得税 15.00%	2006-2007年 3.60% 2008-2010年 1.80%	
設備リース業	登録済み 設備リース企業 登録資本が 1000万米ドル以上	営業税 5.00%	2006-2008年 1.00%	条件等記載無し
		企業所得税 15.00%	2006-2008年 1.80%	



重点企業	ハイテク企業 ソフト企業 研究開発機構 アニメ関連企業	張江ハイテクパークの財政補助政策を享受	コア技術、コア製品を持つ 投資総額 2 億元以上 実際の投資が 50% 以上実現しているか、年間販売収入が 5 億元以上 研究開発機構は国または上海市の認可を得た独立採算企業
その他	<p>2005 年 7 月 1 日意向設立の企業は、「若干意見」の新規設立企業とする。 企業とは、保税区内で税金を納める独立採算企業を言う。 増値税、営業税、個人所得税は、営業開始日から起算して連続計算する。 企業所得税は企業の利益計上年度から起算して連続計算する。 補助に収入や面積規定のあるものは、収入、面積規定に合致した年度から補助を実行する。 補助に認定が必要なものは、認定日と経営開始日のどちらか後の日の原則で補助を実行する。 以下の状況の場合、財政補助を取消し、すでに与えた補助金を回収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別の理由なく経営期間が 10 年未満の場合。 ・ 正当な理由なく営業停止、税務登記取消し、空登記の場合。 ・ 総合査定の評価規定に著しく適合しない場合。 		

【表】外高橋保税区「営業センター」認定条件の概要（参考）

営業センターの定義
<p>外高橋保税区内に独立法人形式で設立される有限責任公司 グループ企業の中国内または中国を含むその他の国・地域の販売・輸出入統括機能を持つ グループ企業が個々に行ってきた販売及び関連サービスを統合する機能を持つ</p>
基本認定条件
<p>独立法人格を有する 登録資本金 300 万米ドル（或いは 2,500 万人民币元）以上 実際の経営年数 1 年以上、且つ前年の販売収入が 15 億人民币元以上 出資親会社の総資産が 4 億ドル（或いは 30 億人民币元）以上 出資親会社の董事会が営業センターに対して中国地区の製品販売管理統括機能を与えている 保税区内に事務所を設け、その面積が 500 平米以上 特別な事情がある場合、上記条件を参考にして審査を行う</p>

以下に、「11.5」期間の外高橋保税区財政補助経済発展の若干意見実施細則の原文日本語訳を掲載します。



「11.5」期間の外高橋保稅区財政補助經濟發展の若干意見實施細則
(日本語訳)

- 第一条 「11.5」期間の外高橋保稅区財政補助經濟發展の若干意見(以下、「意見」という)の規定に基づき、本實施細則を制定する。
- 第二条 「意見」第一、二条で言う企業とは、自社建屋を有するか又は建屋を所有する単位と賃貸契約を結び、且つ交易市場會員資格を有する、専ら貿易業務に従事する企業を指す。
- 第三条 「意見」第三条で言う補助の方法は、1000 万米ドル以上の増資を行った専ら生産加工業務に従事する企業にも適用し、その増資がすでに実行され、且つ増資部分が独立して増加値と利潤総額を計算できるものに補助を与える。
- 第四条 「意見」第四条で言う企業は、「11.5」期間も継続して税制優遇半減期間が終了するまで補助を受けることができる。
- 第五条 「意見」第七、八条で言う営業センターとは、外高橋保稅区管理委員會組織の認定を経なければならず、認定基準と方法は別途制定する。新たに登記する営業センターは「意見」第七条に照らして当該政策を享受できる。
- 第六条 「意見」第八条で言う既存部分とは、営業センターの認定を受ける前年度で実現した増加値、利潤総額が形成する新区地方財力部分を指す。増加部分とは、営業センターに認定され、その後実現する増加値、利潤総額が形成する新区地方財力部分が既存部分を超過した部分を指す。
- 第七条 「意見」第九条で言う主催者とは、1年を超えず、展示面積 1000 平米以上の展示交易会を主催し、単独で収支計算でき、且つ取得した収入が保稅区地方財力を形成する単位を指す。出展企業とは、展示交易会に参加し、単独で展示経営活動の収支計算ができ、且つ取得した収入が保稅区地方財力を形成する単位を指す。補助とは、全て展示交易会期間に実現した營業收入、増加値に基づき計算する。
- 第八条 「意見」第十条で言う企業とは、専ら保稅区商品の展示、実演、トレーニング、アフターサービス等の経営活動に一年以上従事し、交易市場會員資格を有し、展示面積が 1000 平米以上又は公共展示区域内の出展面積が 100 平米以上の企業を指し、外高橋保稅区管理委員會の認定を経なければならない。新規企業は「意見」第一条で言う企業に照らして当該政策を享受する。その他の企業は「意見」第二条で言う企業に照らして当該政策を享受する。公共展示区域とは、外高橋保稅区管理委員會の認可を得た展示区域を指す。
- 第九条 「意見」第十一条で言う企業とは、専ら動画類、漫画類、ゲーム类等関連製品の開発、製作、販売に従事する企業を指し、外高橋保稅区管理委員會の認定を経なければならない。
- 第十条 「意見」第十二条で言う市場は、外高橋保稅区管理委員會の認定を経なければならない。
- 第十一条 「意見」第十四条で言う重点ハイテク企業、ソフト企業、アニメ及び関連産業とは、コア技術を有し、コア製品を生産し、且つ投資総額が 2 億以上に達し、実際の投資金額が 50%以上か又は年間販売収入が 5 億以上の企業を指す。研究開発機構とは、国家の部、委員會、弁公室或いは上海市の関連部門の認



定を得た市クラス以上で且つ独立採算の企業としての研究開発機構を指す。

第十二条 保税区内で2005年7月1日以降に設立された企業は「意見」で言う新規に設立する企業としての政策を享受する。

第十三条 「意見」で言う企業とは、関連収入が保税区地方財力を形成する独立採算企業を指す。

第十四条 「意見」で言う補助とは、特別なプロジェクトを除いて、全て補助項目と直接関係のある収入が関連規定の区域内営業で発票を発行し実現した新区地方財力を以って計算根拠とする。

増加値、営業収入、個人所得の補助については初回経営の日から起算して連続計算し、利潤総額の補助については企業が利益を計上する年度から起算して連続計算する。

補助の対象が本細則中で規定する収入、面積等の基準に合致する場合、基準合致の当年から政策を享受する。

補助の対象が明確に認定を経なければならぬものは、認定期日と経営期日のどちらか後の日の原則で実行する。

第十五条 特別の理由なく経営期間が10年未満であったり、或いは正当な理由なく営業を停止し、税務登記を取消し、或いは資金を使い果たし空登記したり、又は総合査定の評価規定に著しく不適合な対象がある場合、外高橋保税区管理委員会は享受した財政補助資格を取消し、すでに補助した資金を回収することができる。

第十六条 「意見」及び「細則」で言う“以上”は、その数を含む。

第十七条 本細則は外高橋保税区管理委員会が解釈の責任を持つ。

第十八条 本細則は2006年1月1日から2010年12月31日まで実行する。

翻訳：日中経済貿易センター上海事務所

2006年3月17日

(執筆者のご連絡先とメッセージ)

日中経済貿易センター上海事務所

上海市婁山関路83号 新虹橋中心大厦1613室

Tel : 86-21-6236-8033 (ex201) Fax : 86-21-6236-8090

E-mail : muraoka@bg.mbn.or.jp (村岡宛)

E-mail : jccsh@vip.citiz.net (事務所宛)

URL: <http://www2.mewnet.or.jp/JCCNET>



北京発：人民銀行調査 / 個人の消費意欲は低迷

15日、中国人民銀行は50都市の預金者を対象に行ったアンケート調査結果を発表した。2006年第1四半期(1-3月)都市住民の消費意欲の伸びは依然低下基調にあり、中でも住宅購入意欲は過去最低となったことを明らかにした。

1. 物価水準に対する満足度が向上、物価上昇予測は低下

今年第1四半期、都市住民の物価に対する満足度指数は、前期(2005年10-12月)比3.3ポイント上昇した。「物価が高すぎて、耐えられない」と思う人は全体の22.1%を占め、前期比2.4ポイント減少した。「物価は納得できる」と思う人の割合は同0.9ポイント上昇した。

第2四半期の物価動向については楽観的な見方を示す人が増えた。物価上昇予測指数が前期比19ポイント低下の18.8%となり、2004年4月以降で最低となった。「物価が上がる」と予測した人は全体の28.8%であり、前期比13ポイント減少した。それに対し、「物価が下がる」とした人の割合は10%であり、前期比6ポイント高くなった。

2. 個人の消費意欲は持続的に低下し、住宅購入意欲は過去最低

現在の物価、金利水準の下、「より多くの消費が有利(ローンによる消費を含む)」と考える人の割合は28.6%となり、前期比0.9ポイント減少した。個人の消費意欲の伸びは3期連続低下しており、今期は更に過去最低となった。消費意欲低迷の背景には以下の要因がある。

今後の支出の不確実性に対する不安。調査結果によれば、預金の理由として教育費が依然トップとなり、その次は老後の生活費、住宅購入、予期しない事態への備えであり、この4項目で56.5%を占めた。

マイホーム、マイカー購入意欲の減退。住宅、乗用車の消費は2002から2004年にかけてピークとなった後、2005年は著しく減少した。「3ヶ月以内に住宅を購入する予定」のある人の割合は18.2%となり、前期比1ポイント低く、過去最低水準となった。住宅購入意欲について、調査対象となった7大都市のうち、重慶市と西安市以外の都市はすべて50都市の平均水準を下回り、特に北京、上海、天津の個人の住宅購入意欲低下が目立っている。

3. 預金意欲は依然高水準を維持、株式市場への信頼は回復

「より多く預金するのが有利」と思う人の割合は38.5%となり、前期比1ポイント低くなったものの、依然高水準に留まっている。人民銀行の統計結果によれば、1-2月、金融機関の人民元個人預金は1兆136億元増加し、増加額は前年同期比1,867億元となった。2月末、個人預金残高は前年比18.3%増の15.12兆元を計上した。

一方、証券市場への信頼度も高まっている。「株式やファンドへの投資が有利」と考える人の割合は8%となり、前期比2.9ポイント高くなった。又、「株式を主な金融資産とする」人の割合も4.1%となり、前期比0.4ポイント増加した。

4 . 個人収入の地域格差が依然大きい

個人収入について、東部は中、西部をはるかに上回っている。1世帯当たりの月間収入が2,000元以下である人の割合は中西部が東部を上回ったのに対し、1世帯当たりの月間収入が5,000元以上である人の割合は、東部が中西部を大幅に上回った。尚、今後、収入が増加すると見込まれた人の割合について、東部が中部、西部よりそれぞれ4.5、4.3ポイント高かった。

コメント：

国家統計局の統計によると、2月のCPI上昇率は前年比0.9%となり、30ヶ月ぶりの低水準となった。人民銀行の調査結果は物価上昇の鈍化と相まっており、内需拡大に難題が示され、デフレ懸念が強まっている。

以上
(北 京 支 店)



上海発：リニアモーターカーの建設は長江デルタの経済構造を変えるか？

上海 杭州間リニアモーターカー（以下、「リニア」と略称）プロジェクトが国務院の認可を受け、2010年上海万博開催に間に合わせて運行を開始する計画が明らかになった。上海、嘉興、杭州、これら3つの都市をつなぐリニア交通機関が完成すれば、上海 杭州間約200kmの距離が片道約30分で移動可能になると言う。リニアを建設する目的の一つは内外から万博見学者を引き込むべく、杭州、嘉興などの長江デルタ都市を高速鉄道で結ぶことであるが、より長い目で見れば、浙江省をさらに強力に長江デルタ地域経済に組み込むという重要な役割を果たしていくことが考えられる。リニアの完成が長江デルタ地区にいったいどのような具体的な影響を与えるのか、専門家による主に3つの方面の分析をここでご紹介しておきたい。

第一に、リニアは人々の移動時間の短縮だけでなく、上海と杭州のいわゆる“同城効果”（経済一体化）を促進すると考えられる。全長200km弱の上海 杭州間リニアは、計画によれば上海南駅から杭州東駅の区間は直通運転では所要時間が30分もかからない。中間に位置する嘉興から上海、杭州までの時間は、お茶を一杯飲む時間ほどにしか過ぎず、時間的に見て、リニアで上海 杭州間を行き来するのは、地下鉄で上海南部から北部まで移動するよりも速い、との指摘もある。これまで、上海を中心とした長江デルタ経済一体化の発展はどちらかと言うと西北への方角に偏り、蘇州から南京に至る都市との結びつきが強かったように思われるが、上海 杭州間リニアの建設により上海と杭州の距離が短縮されることで今後この傾向が変わり、浙江省エリアとの結びつきも強くなることが期待されている。上海 杭州間リニア建設のほか杭州湾大橋の建設も上海 - 寧波間の距離を短縮するが、この二大プロジェクトを通じ、浙江省と上海市の経済面での全面的な結合の条件が備わると言えるかも知れない。そして、浙江省北部の嘉興、湖州及び浙江省内部の金華、台州、義烏などの都市も上海を中心とする目覚ましい発展の経済圏に徐々に組み込まれるようになってゆくと考えられる。

第二に、人々の生活方式にも変化が現れるかも知れない。上海 杭州間リニアの建設はまず人々の心理的な距離を短くする効果が期待できる。これはもちろんリニアの利用運賃が経済的であるということが前提であるが、一部の人々は上海、杭州から外に向かうであろう 少なくとも休日は他地域の広い家で過ごし、五日間のワーキングデーには、勤務地である上海などの大都市の少し小さなアパートに住んだりすることも珍しくなくなり、仕事は上海で、生活は嘉興や杭州にすることが極く普通になってくる、と指摘する専門家（浙江省社会科学院経済研究所・徐劍鋒副所長）もいる。それは経済学の原則や世界の先進国の経験とも一致するものであり、上海 杭州間リニア建設は、さらに杭州、上海両地域の高い不動産価格を引き下げることにもつながり、また嘉興などは両都市の“裏庭”となるかも知れない。



第三に、長江デルタのいわゆる“サブセンター”の構造が再編されることが考えられる。上海 杭州間リニアが完成すると長江デルタ南部に1時間の交通圏が形成され、浙江省、上海市あるいは長江デルタ地区の交通の便が大幅に改善される。これにより上述の通り地域の経済一体化が促進されると同時に、長江デルタの経済構造自体にも変化が起こると考えられる。“サブセンター”以外のいわゆる“二線級”の周辺都市にとっては地域の“センター”との距離が大幅に縮まりその重要度が高くなるが、一方で現在の“サブセンター”である都市の重要さは相対的に低下してゆく可能性もある。

なお、近代サービスを発展させるのに必要な人材、技術などの要素は上海 杭州間リニア建設によって流動化がますます進み、2010年万博時には杭州などの都市は上海と並んでより重要な役割を發揮することになるだろうと専門家は指摘している。

以上
(上海支店)

成都発：2005年成都市外資利用概況

2005年の成都市は外資利用面で大きな成果を上げ、通年の外資利用新規批准件数は298件、既存企業の増資案件は87件で、契約ベース外資利用額は前年比100.2%増の30.55億ドル、実行ベース外資利用額は同92.5%増の14.52億ドルに達した。なお、中国商務部の統計基準によれば、契約ベース外商直接投資額は前年比79.6%増の14.47億ドル、実行ベース利用額は同67.3%増の5.55億ドルとなっている。

注：中国では2004年より新しい「外商利用統計制度」を実施しているが、本稿数字は旧統計方法による。新統計方法と旧統計制度との主な違いは、契約ベース外資利用額は登録資本金の内の外国投資家出資部分のみで、国外からの外貨借入等は計上しない。実行ベース外資利用額は、会計士事務所の資本金確認書のないものは計上しない。

外資投資には以下特徴がある。

1. 各分野とも外資利用額が増加

2005年の成都市の工業、サービス業分野の外資利用額は大幅に増加し、農業分野でも大きく進展した。

工業分野で、新規批准件数131件の内、契約外資額500万ドル以上の案件は40件に達した。また、既存企業の増資案件は54件に達した。アメリカのモレックス(Molex)、Agilent社等が新規に進出し、インテル社、マレーシアUnisem社、台湾ガラス社、仏ラファジ社、香港連邦製薬(United Laboratories社)などの既存企業は増資を行った。

サービス・貿易業は外商投資の伸びの最も大きい分野である。通年の新規批准件数は155件、増資案件は31件に達した。天府華僑城等の観光プロジェクト、海霸王冷蔵物流、中糧集団、日本郵船、UPSなどの物流プロジェクト、宜家(IKEA)、百安居(B&Q)、百佳スーパー、スターバックス等の商業企業が進出、シティバンク、スタンダードチャータードバンク、香港上海銀行が支店を設立、仏アクサ保険社が成都に中国本部を設立、香港の和記黄埔、九龍倉、頂峰等が不動産開発プロジェクトに投資した。

<業種別外資投資状況> (金額単位：百万ドル、()内は割合)

		件数	契約ベース外資投資額	実行ベース外資投資額
農業	05年	12件	114.01 (312.3%)	6.67 (31.3%)
	04年	4件	13.06 (0.9%)	5.06 (0.7%)
	03年		18.46	0.7
工業	05年	131件	1393.68 (53.5%)	491.09 (37.3%)
	04年	122件	907.67 (59.5%)	356.54 (47.3%)
	03年		408.41	243.58
サービス・商業	05年	155件	1517.77 (164.1%)	920.81 (154.1%)
	04年	113件	574.65 (37.7%)	362.45 (48.1%)
	03年		151.14	109.10



2. 大型プロジェクトが倍増

新規外資プロジェクトの内、契約ベース外資利用額 500 万ドル以上案件は 94 件（工業 40 件、農業 4 件、サービス業 50 件）で、その契約外資額は 25 億 1,983 万ドル、実行額は 8 億 8,672 万ドルで、前年比それぞれ 168.6%、141.4%、270.0%増加した。内、5,000 万ドル以上プロジェクトは 13 件、同 125.0%増。大型案件の投資実行率は 34.1%で、前年より 11.2 ポイント上昇した。

英キングフィッシャーグループ、アングロアメリカン社、UPS、日本郵船、カナダアルカン社 (Alcan)、ドイツ鉄道 (DB) の 6 社の新規進出により、世界上位 500 大企業の内 100 社が進出したことになった。内、35 社が 42 の現法、24 社が分公司、41 社が駐在員事務所をそれぞれ設立している。

3. 既存外資企業による増資が多い

通年で既存外資企業による増資は 87 件、契約ベース増資額 7 億 6,429 万ドル、実行ベース金額 3 億 3,393 万ドルで、前年比それぞれ 110.9%、123.7%増加し、それぞれ全市外資利用額の 25.0%、23.0%を占めた。内、増資額 500 万ドル以上案件は 19 件で、前年比 137.5%増加した。

4. 香港からの投資が全体の 50%以上を占める

国・地域別投資額では、香港からの投資利用額が引続き 1 位となり、契約ベース投資額 14 億 9,029 万ドル、実行ベース外資額 7 億 2,074 万ドルに上り、それぞれ全体の 48.9%、49.7%を占めた。（下表を参照）

< 国別投資状況 >

（金額単位：百万ドル）

	件数	契約ベース 外資金額	同左割合	実行ベース 外資金額	同左割合
香港・マカオ	76	1490.29	48.9%	720.74	49.7%
バージン諸島	41	580.65	19.0%	142.62	9.8%
E U	22	102.06	3.4%	126.27	8.7%
米 国	43	388.99	12.7%	86.95	6.0%
シンガポール	23	125.91	4.1%	78.02	5.4%
日 本	14	62.16	2.0%	59.69	4.1%
台 湾	33	34.85	1.2%	31.58	2.2%
そ の 他	46	270.55	8.7%	205.70	14.1%
合 計	298	3055.46	100.0%	1451.57	100.0%

（上記数字には政府借款や加工貿易項目が含まれない）



5. 投資方式では独資企業が多い

2005年の独資企業（100%外資企業）新規批准件数は181件、契約ベース外資金額23.41億ドル、実行ベース外資利用額10.64億ドル、それぞれ全体の60.7%、78.2%、76.4%を占めた。（下表）

< 投資方式別投資状況 > (金額：百万ドル)

	件 数		契約ベース外資額		実行ベース外資額	
	件数	比率	金額	比率	金額	割合
合併企業	101	33.9%	412.49	13.5%	251.12	17.3%
合作企業	16	5.4%	253.60	8.3%	91.45	6.3%
独資企業	181	60.7%	2,389.37	78.2%	1,109.00	76.4%
合 計	298		3,055.46		1,451.57	

6. 外資企業の進出地域は主に成都ハイテク産業開発区、成都経済技術開発区、成都海峽兩岸投資開発区の3つの開発区及び成都市近郊に集中している。

契約ベースで新規外資利用額の77.2%が上記地域に投資した。

< 参考 >

2005年四川省、重慶市の外資導入概況は以下の通り。

金額：億ドル、()内は前年比

	四 川		重 慶	全 国
		成 都		
推 進 件 数	420	298	266	44.001
契約ベース金額	20.56 (53.8%)	14.47 (79.6%)	8.02 (21.0%)	N.A.
実行ベース金額	9.07 (22.9%)	5.55 (67.3%)	5.16 (27.3%)	603.0 (0.5%)

資料出所：各省・市統計局、対外貿易経済合作局の「中国統計公報」

(商務部新統計基準による)

以上
(成都駐在員事務所)



無錫発：2006 年度江蘇省政府工作報告

3月16日、南京で開かれた江蘇省第十回人民代表大会第四次会議において、省政府の新年度施政方針を盛り込んだ2006年度江蘇省政府工作報告が公表されたので、以下概要をご紹介します。

< 2005 年度江蘇省経済主要指標 >

(速報ベース)

項目	金額	前年比成長率 (%)
GDP	約 18,000 億元	14.0
1人当たり GDP	約 3,000 ドル	NA
固定資産投資	8,740 億元	28.0
社会消費品小売総額	5,700 億元	16.0
輸出総額	1,230 億ドル	40.5
輸入総額	1,050 億ドル	26.1
新規批准外資企業数	(未発表)	NA
新規外資利用額 (契約ベース)	457 億ドル	18.5
新規外資利用額 (実行ベース)	132 億ドル	29.2
財政収入	3,125 億元	23.8
金融機関預金残高	22,000 億元	NA
金融機関貸出残高	(未発表)	NA
都市住民平均可処分所得	12,319 元	17.5
農村住民1人当たり純収入	5,150 元	8.0
都市部失業率	3.6%	0.3
消費者物価指数	102.1	2.1

< 2006 年度江蘇省経済の主要目標 >

項目	成長率 (%)
GDP	11
固定資産投資	18
輸出入総額	15
地方財政収入	15
社会消費品小売総額	12
都市住民可処分取得	9
農村住民可処分取得	7
都市部失業率	4
消費者物価指数	3

(注) 省政府工作報告、省統計局データを基に弊駐作成



< 報告概要 >

1. 2005 年度の工作回顧

経済は全体的に成長持続

- ・ GDP は約 1 兆 8,000 億元 (前年比 14%増) 過去 5 年間 (00 年 ~ 05 年) の平均伸び率は 12.8%。1 人当たり GDP は 3 千ドル台に達する見込み。
- ・ 財政収入は 3,125 億元 (前年比 23.8%増) 過去五年間の平均伸び率は 23%。地方一般歳入は 1,323 億元 (前年比 26.4%増) 同伸び率は 26.7%。
- ・ 金融機関の人民元預金残高 (05 年 12 月末基準) は 2 兆 2,000 億元、うち住民預金残高は 1 兆 億元を上回った。
- ・ 住民消費者物価指数は昨年比 2.1%増加、過去五年間の平均伸び率は 1.4%。

経済構造の調整効果現る

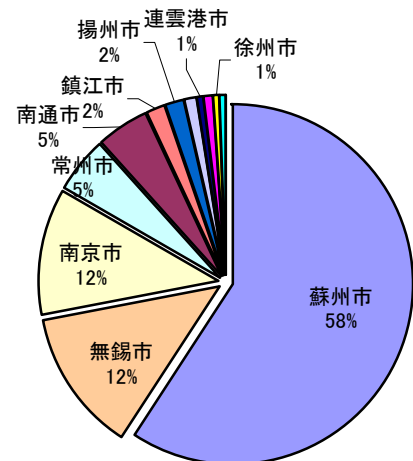
- ・ 「三農 (農民・農村・農業)」に対するサポートを強化
省全体で農業税を免除。「三農」への政府投入資金は 150.4 億元、過去五年間の平均伸び率は 30.6%。
- ・ 新型工業の発展が持続
昨年ハイテク産業の生産高は 7,600 億元を上回り、一定規模以上工業生産高の 24% を占める。経常利益が 100 億元以上の企業は 43 社に達した。社会固定資産投資は 8,740 億元、過去五年間の累計額は 2.8 億元となった。
- ・ エネルギー、水利、交通、情報等インフラ建設が著しい成果
昨年的高速道路の新規建設距離数は 1,800 キロ (総距離数は 2,886 キロ) 鉄道の新規運営距離数は 854 キロ、発電機の新規増設容量は 2,360 万 KW (総容量は 4,230 万 KW) 固定電話・携帯電話の新規加入者は 3,850 万人 (総使用者は 5,600 万人)。
淮河入海水道、潤揚大橋、南京長江二橋、南京長江三橋、滬寧高速道路拡張、寧滬鉄道 1 期 (南京 海安) 新長鐵路 (江蘇省の南部と北部を貫く鉄道) 南京地下鉄 1 号線、南京五輪スポーツセンター、南京新駅、田湾原子力発電所、揚巴プロジェクト (中国石化と BASF との合資案件) 等重点工事が完成。
- ・ 都市化進展が顕著
省全体の都市進化率は 50% に達し、区域の共同発展は重大な進展を遂げた。滬寧線、沿江、沿海線沿線の産業発展を促進した。
- ・ 北部への支援を強化、産業・財政・科学技術・労働力のシフトを推進
昨年の北部への 5 百万元以上プロジェクトの移転件数は 2,000 件、関連の政府補助金は 131.6 億元 (前年比 37.5%増) となった。江蘇省南部・中部・北部の共同発展で新たな局面が切り開かれた。

改革開放は新たな段階へ

- ・ 国有企業改革の推進を継続
国有資産への監督管理体制を確立し、国有資産の確保・発展を促進した。全省の上場企業は 115 社、私営企業は 50.7 万社、個人経営者 175.3 万人。国有資本・民間資本・外資が共同発展する枠組みが整った。



05年度江蘇省都市別輸出比率



(注) 省統計局データを基に弊社作成

・開放型経済の成長持続

昨年の輸出入総額は 2,279 億ドル（前年比 33.4%増）、過去 5 年間の平均伸び率は 37.9%。輸出額は 1,230 億ドル（前年比 40.6%増）同伸び率は 36.7%。昨年実行ベースでの外資利用額は 115 億ドルを上回り、過去 5 年間の累計利用額は 500 億ドル超となった。開発区建設、国外投資、対外請負工事と労務合作は持続的な発展を遂げた。

社会事業は新たな進展を実現

00～05 年の五年間で、省政府は科学技術・教育・文化・衛生・体育事業へ 95～00 年の五年間の 2.1 倍となる 1,479 億元を投入した。高校教育の普及率は 89%（95 年～00 年の五年間比 21 ポイント増）高等学校の入学率は 33.5%に達した（同 18 ポイント増）。高等学校・大学・専門技術学院の学生数は全国トップとなった。

人民生活水準は更に向上

昨年の都市部住民 1 人当たり可処分所得は 12,319 元（前年比 17.5%増）、農民の 1 人当たり純収入は 5,150 元（前年比 8%増）、都市部失業率は 3.6%に抑えられ、3 年連続の下落となった。00 年～05 年の 5 年間、都市部で 380 万人、農村部で 286 万人の新規就業を創出した。

社会建設はバランス良く発展

国土資源の管理は更に強化された。環境保護を高度に重視し、重点地域での水質汚染への予防・解決で新たな効果が現れた。主要河川・湖の水質は著しく改善された。00～05 年の 5 年間で新規造林面積は 685.7 万ムー（660 ㎡）森林普及率は 99～00 年比 4.2 ポイント増となった。

存在する問題点

- ・ 経済産業構造の不合理性が依然として主要な問題
サービス業の産業全体に占めるウエートの低さ、自主開発能力の不足、消費の経済牽引力の不足、資源の経済発展に対する制限要因、環境汚染問題他。
- ・ 農民の持続的な増収は難航
農業生産のコスト高と農産物価格の割安との矛盾。
- ・ 開放型経済が新たな挑戦に直面
為替相場変動、原油高、貿易摩擦等のリスクは、輸出入・外資利用面に悪影響。
- ・ 社会発展に不均衡・不協調が存在
南部と北部の発展格差、就業問題、社会保障体制の改善、政府組織の欠陥・行政能力の不足他。



2. 2006年度の工作目標

本年の主要目標は、GDP 11%増、単位生産高に対するエネルギー消費率 4%減、地方一般歳入 15%増、住民消費者物価指数 3%、都市部住民 1 人当たり可処分所得 9%増、農民 1 人当たり純収入 7%増、都市部失業率 4%等。具体策は以下の通り。

経済構造の調整、産業グレードアップを推進

・製造業のレベル向上

アッセンブリーを中心とするハイテク産業が自主研究・開発によりグレードアップすることを促し、今年のハイテク生産高 9,000 億元以上の達成を目指す。

・サービス業のウエート引上げ

近代物流業・情報サービス業・旅行業を中心に、大手企業を育成。物流基地の建設を強化、物流資源の有効利用を促す。会計・法律・コンサルティング等を発展させる。

・消費の経済牽引力を向上

都市部と農村部の住民収入を増加、消費促進の政策体制を改善する。住宅・車・旅行・文化娯楽への消費を更に推し進める。

・社会インフラ建設への投入を拡大

沿海高速道路・寧淮高速道路・蘇通大橋・南京長江水下トンネル・南京地下鉄 2 線・滬寧高速鉄道(上海 南京)・連雲港・太倉港の拡張工事、南水北調東線一期工事等 130 の重点プロジェクトに着工。既に批准された電力・電子・造船・自動車・製紙・ソフトウェア等大型案件の建設を加速する。

「三農」政策を強化、社会主義農村建設を着実に推進

・農業の産業構造を調整し、食糧生産を安定的に発展させる。

・農村部の労働力移転を推進し、南部・北部の労務協力を強化する。農村部において 60 万人の新規就業を創出する。

「科学教育による省興し」戦略を実施、「自主革新」を推進

・企業の自主開発能力を活かし、技術センター・R & Dセンターの設立を奨励する。企業と大学・研究所との協力を促進する。

・中小企業向け技術コンサルティング・技術移転等の体系を改善する。

・政府支援を強化、17.9 億元の科学技術開発に予算を充てる。

資源節約と環境保護を進め、持続的な発展能力を増強

・冶金・電力・原油化学・建材・紡織産業と年間エネルギー消費量が 5,000 トン標準炭を上回る企業の省エネ技術革新を監督し、法律に則り資源節約・生態環境保護に不利で、技術レベルが立ち遅れた企業を淘汰する。工業用地を節約し、土地投資強度と産出比率を向上させる。

・水質汚染の予防と解決に重点を置いて、淮河・太湖・長江等重点地域の治水を強化、工業廃水による水質汚染の予防策を打ち出す。産業移転による環境汚染のシフトを防止し、環境汚染案件の外資導入を禁止する。新規造林面積 150 万ムー、省全体での森林普及率 1 ポイント増を計画。

経済体制改革を進め、開放型の経済発展レベルを向上



- ・輸出の安定成長維持と共に、量から質への転換を誘導する。科学技術による貿易振興を促進、輸出税金還付とブランド認証措置を着実に実行する。国際貿易摩擦への対応体制を整え、ハイテク製品と機電製品の輸出を拡大する。自主開発する知的財産権、ブランド品の輸出を拡大、品質と付加価値を向上させる。
- ・ハイテク産業・先進技術の製造業・近代サービス業・近代農業に対する外国からの投資を奨励する。

区域別指導を強化、区域の共同発展に取り組む

- ・北部の沿東隆海線・沿海産業の建設を皮切りに、同地域への産業移転の基盤を増強する。
- ・中部の沿江開発を更に拡大する。
- ・南部の対外開放レベルを向上し、産業のグレードアップを促進する。

科学・技術・教育・文化・衛生事業への資金投入を増加、社会事業の発展を加速

- ・科技・教育・文化・衛生・体育への投入予算は116.6億元（昨年比21.6%増）。
- ・基礎教育・技術専門教育・高等教育をバランスよく発展させる。
- ・公共衛生・医療サービス体系の建設を強化し、重大感染症の予防・対策に取り組む。
- ・人口出生率は低水準を維持、年間人口自然増加率を0.4%に抑制。
- ・公益性文化事業への資金投入を増加、江蘇テレビ局ビル、江蘇美術館新館・南京博物館二期工事等重点プロジェクトの建設を加速。

民衆の身近な問題を解決し、バランスの取れた社会建設を推進

- ・就職・再就職体制を構築・強化し、都市部で75万人の新規就業を創出する。
- ・最低賃金水準を適度に引き上げ、時間単位の最低賃金制度を策定。
- ・非国有企業・郷鎮企業の従業員、自由業者の社会保険加入を確実に推進し、出稼ぎ労働者も社会保険対象とする。

以上
(無錫駐在員事務所)

香港発：香港政府 2006 年度財政予算案について

2月22日、香港特別行政区政府の唐英年財政長官（Financial Secretary Henry Tang）は、就任後第3回目となる2006年度（2006年4月～2007年3月）財政予算案を発表した。以下では、今回の予算案の概要とポイントについて簡単に纏めた。

1．2005年度の財政収支は2年連続で黒字化

まず、2005年度（2005年4月～2006年3月）の香港の財政収支は、景気回復の持続を背景に2年連続で黒字化を達成する見込みとなった。

振り返ってみると、香港の財政収支は、2000年度から4年連続で赤字を計上、2003年度の財政赤字は401億香港ドルに上っていた。ただし、2004年度の財政収支は、経常勘定こそ赤字が続いたものの、254億香港ドルに及ぶ政府債などの起債収入を含めると、5年ぶりに黒字化を達成した経緯にある。

2005年度の財政収支は、昨年3月の予算発表時には105億香港ドルの赤字見通しであったが、41億香港ドルの黒字で着地する見込みである。これは、公有地の売却益が剥落したため資本勘定は赤字となったものの、経常勘定が黒字化した効果大きい（図表1）。経常支出は公務員の採用抑制などを背景に減少した一方、経常収入は持続的な景気回復を背景に税収が当初予測を上回った。財政収支が経常勘定レベルでも黒字化したのは1997年度の返還以来はじめてのことになる。2005年度の財政収支は、起債収入がなかったにも拘わらず、黒字化することから、本来の意味で財政状況が好転した年と考えることができよう。

また、財政剰余金については、2006年3月31日時点で3,008億香港ドル（政府支出の16ヵ月分に相当）に達する見込みで、引き続き緊急の財政出動といった場合にも柔軟に対応できる体制は整っている。

図表1：今後の財政収支の見通し

（単位：億HK\$）

会計年度	2005年 当初予算案	2005年 修正後予算	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
経常勘定	155	58	6	16	77	146	229
資本勘定	49	▲17	75	87	182	80	86
財政収支	▲105	41	81	103	259	226	326
財政収支(起債収入・償還含む)	▲105	41	56	103	232	191	326
財政剰余金	2,768	3,008	3,063	3,166	3,398	3,590	3,916
公共歳出	2,686	2,503	2,649	2,771	2,820	2,874	2,950
対GDP比	20.2%	18.1%	18.2%	18.0%	17.3%	16.6%	16.1%

2. 2006年度の財政予算案について

(1) 2006年度予算案の概要

2006年度の予算案では、経常収入が2,096億香港ドル、経常支出が2,090億香港ドルとしており、経常勘定は6億香港ドルの黒字を見込んでいる。これを受けて、財政収支は、56億香港ドルの黒字になる見通しである。今回の予算案では「今後の香港政府の責務」として、弱者扶助、環境保護などを挙げており、2006年度の一般支出（経常＋資本支出）2,456億香港ドルのうち、6割以上が教育、社会福祉、衛生、治安に割かれる予定となっている。今回の予算案発表以前では、大型減税を望む声も聞かれていたが、安易な減税は財政の安定性を損なうとして、大幅な減税を提示するには至らなかった。

(2) 予算案で注目されたポイント

今回の予算案で注目されたポイントを挙げると以下の通り。

人民元業務の拡大

人民元業務の拡大については、香港と中国間の「人民元決済」及び「人民元建て債券の発行」に触れたが、本土当局と積極的に検討していると述べるにとどまった。

証券・オプション取引に関わる税金の低減

年内を目処として、証券、先物、オプション取引に関わる税金の20%引き下げが提案された。また、証券・オプション取引に関わるコスト削減のため、証券及び先物事務監察委員会(Securities and Futures Commission)が昨年12月に投資者保護基金用の費用徴収を暫定的に停止しており、この2つの措置によって、市場全体として毎年3億香港ドル近くのコスト減が可能になるという。

消費税(GST)導入に向けた議論の進展

政府の課税基盤安定化に向けて、従来から協議されてきた消費税の導入については、年央にも公開諮問を開始するとして、消費税導入に向けて一歩踏み出した形となった。実施までには導入決定後、3年を要するとみている。

個人向け減税措置を実施～個人所得税率変更と住宅ローン金利控除期間延長

基礎控除後の個人所得税率については、最初の3万ドルまでは2%と据え置かれたが、3万ドル以上は、所得区分に応じて従来の8%～20%から7%～19%にと、各区分1%ずつ引き下げられる。標準税率は16%が維持されるが、この措置により納税者の約4分の3にあたる100万人近くが減税の恩恵を受けることになるとした。

また、住宅ローンの年間支払金利分の一定額(上限年間10万香港ドル)を所得から控除できる

住宅ローン控除制度の適用期間は、現状の7年から10年に延長された。

上記の2つの措置を受けて、香港政府は、税収が合計で27億香港ドル減少するとみている。

図表2：変更された個人所得税率

課税所得	税率(%)	
	現状	新税率
最初の30,000香港ドルまで	2.0	2.0
次の30,000香港ドルまで	8.0	7.0
次の30,000香港ドルまで	14.0	13.0
それ以上	20.0	19.0
標準税率	16.0	16.0

環境保護税等でより具体的な言及

これまでも導入が検討されてきた環境保護税については、近いうちに環境運輸及び工務局局長から、立法会に対し「環境保護責任条例」(草案)が提出されるとした。また、スーパーなどで配布されるビニール袋の減少を目的として、ビニール袋を課税対象とするといった措置が検討されており、いずれ公聴の機会が設けられるとしてより具体的な言及が施された。その他、ハイブリッド自動車の初回登録税免除措置を2009年3月末日まで延長する意向を示した。

雇用面の対策等

雇用面の対策については、今後5年間で毎年平均290億香港ドルのインフラ建設予算を組み、これにより次回会計年度には14,000人分の雇用が創出されることを見込んでいる。さらに、今後5年間で2億3,000万香港ドルの予算を組み、失業者の就業促進・支援を行うことも約束した。また、内外の有能な人材の確保のために、3億5,000万香港ドルを割いて1,800戸分の学生用宿舎を建設することなども明らかにされている。その他、2006年から社会的弱者支援のための支出を年間約1億香港ドルに拡大するとした。

3. 2006年度予算案のまとめ

今回の予算案については、大型減税に繋がらなかったことが失望をもって迎えられたとの見方が一般的である。個人所得税については、小幅な引き下げこそあったものの、課税負担の軽減を市民が実感できるかという点ではアピールに乏しい内容となったといえよう(注1)。さらに、不動産税(Rates)(注2)については、税率自体の変更はなかったものの、不動産価格の上昇で、納税対象者の約8割が平均37香港ドル/月の負担増となることも、個人所得税軽減の実感を薄めているものとみられる。

(注1) 年収によって減税効果は異なるが、政府試算をもとにすれば、対象納税者一人あたり250香港ドルから7,170香港ドル程度の効果になる模様。

(注2) 政府所管部門が、土地・建物の年間賃貸料(市中相場)から評価額を査定し、これに5%を乗じて算出されるもの。



他方、消費税については、観光業界への影響に加え、消費の減退を招く虞があるうえ、消費税の導入に際し一部例外規定が設けられると「簡便さ」を売り物にしてきた香港の税制の利点が失われる可能性もあるとして、依然財界などからの反発の声もある。今後の公開諮問などの動向が注目されよう。

その他、予算案で触れられた注目される点としては、昨年予算案、施政方針演説で言及され、2月の相続税の廃止に続き実施が決定されたオフショア・ファンドに対する利益税の撤廃である。元々、オフショア・ファンドに対する利益税については、課税対象が明確でなかったこともあって、実際には課税が行われていたケースは限られるとみられる。ただし、利益税が課税されるか否か不透明だったことで、ファンドマネジャーが香港に拠点を置くことを控えていたとすれば、今回の措置はオフショア・ファンドの誘致に一定の効果をもたらすことになり得る。

香港は、2005年度に本来の意味での財政黒字を達成することになるが、今後も政府が安定的な経済成長を実現させつつ、さらなる財政状況の安定に向け、消費税の導入などを含めて税収基盤を拡充できるか否か、政府の舵取りに注目が集まる。

以 上
(香 港 支 店)



付表：香港における主な税率の一覧

年度	2005年度	2006年度
法人税	17.5%	同左
個人所得税標準税率	16%	同左
個人所得税累進税率(基礎控除後)		
－HK\$30,000まで	2%	同左
－HK\$30,000～60,000まで	8%	7%
－HK\$60,000～90,000まで	14%	13%
－HK\$90,000以上	20%	19%
基礎控除		
－独身者	HK \$ 100,000	同左
－既婚者	HK \$ 200,000	同左
扶養控除(子女)		
－第1子～第9子(一人につき)	HK \$ 40,000	同左
扶養控除(父母・祖父母)		
－60歳以上(一人につき)		
基本	HK \$ 30,000	同左
同居の場合	HK \$ 60,000	同左
－55～59歳(一人につき)		
基本	HK\$15,000	同左
同居の場合	HK\$30,000	同左
障害者扶養控除	HK\$60,000	同左
教育控除	HK\$40,000(最高控除額)	同左
高齢者同居控除	HK\$60,000(最高控除額)	同左
住宅ローン利息控除	HK\$100,000 (7年間・年間最高控除額)	HK\$100,000 (10年間・年間最高控除額)
年金控除	HK\$12,000	同左
印紙税		
株式譲渡	HK\$5+0.2%	同左
相続税	廃止(2006年2月より)	廃止

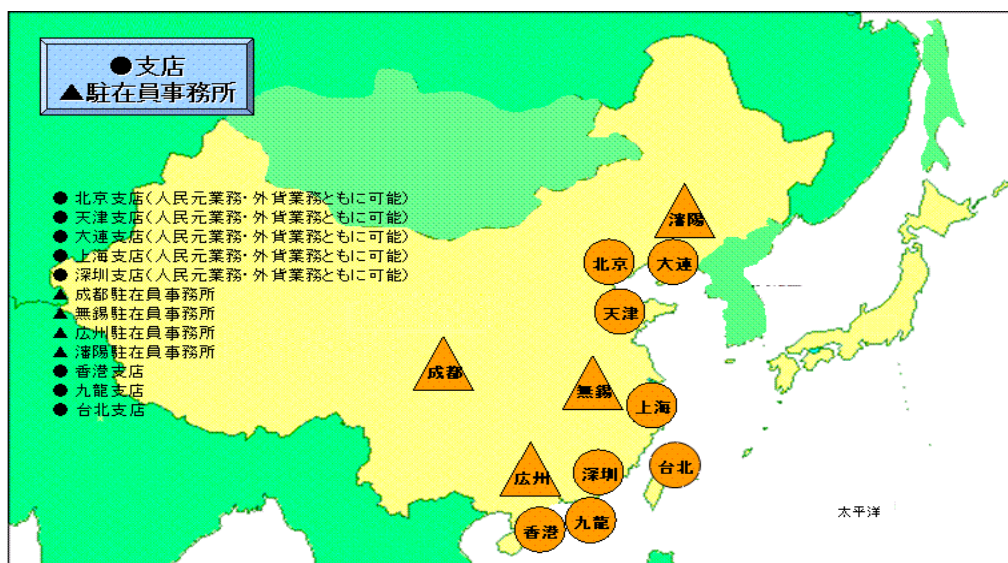


BTMU中国ネットワーク

弊行の中国拠点（支店・駐在員事務所）は、予定通り2006年3月20日をもちまして統合を完了しましたので、ご案内申し上げます。

東京三菱銀行とUFJ銀行は、本邦では2006年1月1日をもって合併し三菱東京UFJ銀行として新たにスタート致しましたが、中国国内拠点については、本邦の銀行合併日以降中国での正式な支店統合申請手続きが開始されることとなっていた為、本邦より遅れて統合に至ったものです。

今後は、旧両行の経営資源を合わせ、これまで以上に充実した体制で中国情報を発信して参る所存ですので、引き続き宜しくお願い申し上げます。



	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2楼	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21楼	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西岗区中山路147号 森茂大廈11楼	86-411-8360-6000
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 AZIA 中心20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市羅湖区建設路2022号 深圳国際金融大廈16楼	86-755-8222-3060
成都駐在員事務所	四川省成都市總府街31号 成都總府皇冠假日酒店 (ホリデイインクラウンプラザ)2617号室	86-28-8674-5575
無錫駐在員事務所	江蘇省無錫市五愛路33号 中国人民銀行大樓1903室	86-510-275-2005
広州駐在員事務所	広東省広州市天河北路233号 中信広場28-02室	86-20-3877-0268
瀋陽駐在員事務所	遼寧省瀋陽市瀋河区悦賓街1号 方圓大廈7階705号	86-24-2250-5599
香 港 支 店	8F AIG Tower, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。

【本邦におけるご照会先】

国際業務部 中国業務支援室

東京：03-5252-1648（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0944（代表）